

第六十一回国会  
衆議院  
内閣委員会  
議 録 第 九 号

昭和四十四年三月二十日(木曜日)  
午前十時四十六分開議

専 門 員 茨木 純一君

出席委員

委員長 藤田 義光君

理事 伊能繁次郎君

理事 塩谷 一夫君

理事 三原 朝雄君

理事 浜田 光人君

理事 井出 一太郎君

理事 菊池 義郎君

理事 葉梨 信行君

理事 三池 信君

理事 木原 実君

理事 伊藤惣助丸君

佐藤 文生君

塚田 徹君

大出 俊君

受田 新吉君

小淵 惠三君

野呂 恭一君

松澤 雄藏君

三ツ林弥太郎君

華山 親義君

鈴木 康雄君

出席国務大臣

通商産業大臣 大平 正芳君

自治大臣 野田 武夫君

国務大臣 保利 茂君

(内閣官房長官) 床次 徳二君

国務大臣 荒木萬壽夫君

(国家公安委員 会長) 佐藤 達夫君

(行政官庁長官) 熊谷 義雄君

人事院総裁 河合 三良君

行政管理庁行政 管理局長 海堀 洋平君

大蔵省主計局次 長 両角 良彦君

通商産業大臣官 房長 細郷 道一君

自治省財政局長

委員外の出席者

三月十九日

委員鈴木切康雄君辞任につき、その補欠として山田太郎君が議長の名で委員に選任された。

同月二十日

委員山田太郎君辞任につき、その補欠として鈴木切康雄君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

行政機関の職員の定員に関する法律案(内閣提出第一号)

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○藤田委員長 これより会議を開きます。

行政機関の職員の定員に関する法律案及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案 両案を議題とし、審査を進めます。

行政機関の職員の定員に関する法律案

(定員の総数の最高限度)

第一条 内閣の機関(内閣官房、内閣法制局及び国防会議事務局をいう。以下同じ。)並びに総理府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員(定員の総数の最高限度は、五十万六千五百七十一人とする。)  
2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第二条第三項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員

二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長

三 自衛官

四 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百四十一号)第五条に規定する常勤の職員

(総理府及び各省等の定員)

第二条 内閣の機関並びに総理府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

第三条 第一条第二項第四号に掲げる職員の定員は、国の経営する企業ごとに、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(内閣法の一部改正)

2 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二に次の一項を加える。

6 内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、政令で定める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

(内閣法制局設置法の一部改正)

3 内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

(国防会議の構成等に関する法律の一部改正)

4 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項を削る。

(国家行政組織法の一部改正)

5 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十一条第二項及び第二十二條の二を削る。

(総理府設置法の一部改正)

6 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條」を「第二十二條」に改める。

第二十三條を削る。

附則第六項を削る。

(沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法の一部改正)

7 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法(昭和四十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「行政管理庁の職員(昭和四十三年法律第 号)を」を「行政管理庁の職員(昭和四十三年法律第 号)を」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の八を削る。

(警察法の一部改正)

9 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

(土地調整委員会設置法の一部改正)

10 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。  
第二十条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

(首都圏整備法の一部改正)

11 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。  
第十六条第三項を削る。

(宮内庁法の一部改正)

12 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
第十一条を削る。

(行政管理庁設置法の一部改正)

13 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第十一条を削る。

(北海道開発法の一部改正)

14 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。  
第十八条を削る。

(防衛庁設置法の一部改正)

15 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。  
第七条の見出しを(自衛官の定数)に改め、同条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「前項の本庁の定員のうち、」を削り、同項を同条とする。

第三十八条第二項中「第七条第一項に規定する職員を、防衛庁の職員」に改める。  
(自衛隊法の一部改正)

(自衛隊法の一部改正)

16 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。  
第二条第五項を次のように改める。

5 この法律において「隊員」とは、防衛庁の職員で、長官、防衛政務次官、防衛施設庁の総務部に置かれる調停官、防衛施設庁の労務部

に勤務する職員並びに中央調達不動産審査会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審査会の委員以外のものをいうものとする。

第三十三条中「防衛庁設置法」の下に(昭和二十九年法律第六十四号)を加える。  
第六十六条第二項及び第七十条第三項中「防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員」を「防衛庁の職員」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

17 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。  
第十五条を削る。

(科学技術庁設置法の一部改正)

18 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。  
第二十四条を削る。

(法務省設置法の一部改正)

19 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。  
第十三条の十七を削る。

(検察庁法の一部改正)

20 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。  
第二十九条及び第三十条を次のように改める。

第二十九条及び第三十条 削除  
(公安審査委員会設置法の一部改正)

21 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。  
第十四条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

(公安調査庁設置法の一部改正)

22 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。  
第十五条を次のように改める。

第十五条 削除  
(外務省設置法の一部改正)

23 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。  
第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

(日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

24 日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十三年法律第十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条第四項中「行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十三年法律第 号)」を「行政機関の職員の定員に関する法律(昭和 年法律第 号)」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

25 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第四十九条」を削る。

(文部省設置法の一部改正)

26 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第四十五条」を削る。

(国立学校設置法の一部改正)

27 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百五十号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第八条」を「第八条・第九条」に、「職員及び職(第九条・第十一条)」を「職及び職員(第十条・第十一条)」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

28 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十号)の一部を次のように改正する。  
第十条の前に次の章名を附する。

第四章 職及び職員

附則中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項から第十二項までを二項ずつ繰り上げる。

(農林省設置法の一部改正)

29 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第九十一条」を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)

30 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第五十条」を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

31 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百十七号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第八十三条」を削る。

(郵政省設置法の一部改正)

32 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

(電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律の一部改正)

33 電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第二十五条第二項に規定する常勤の職員」を「郵政省の国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)第五条に規定する常勤の職員」に改める。

号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第三十八条」を削る。  
第三十八条を削る。  
(農林省設置法の一部改正)  
29 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第九十一条」を削る。  
第九十一条を削る。  
(通商産業省設置法の一部改正)  
30 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第五十条」を削る。  
第五十条を削る。  
(運輸省設置法の一部改正)  
31 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百十七号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第八十三条」を削る。  
第八十三条を削る。  
(郵政省設置法の一部改正)  
32 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第二十五条及び第二十六条を次のように改める。  
第二十五条及び第二十六条 削除  
(電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律の一部改正)  
33 電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第二十五条第二項に規定する常勤の職員」を「郵政省の国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)第五条に規定する常勤の職員」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)  
34 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二

号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二十二条」を削る。  
第二十二条を削る。

35 (建設省設置法の一部改正)  
建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。  
第十九条を次のように改める。  
第十九条 削除  
(自治省設置法の一部改正)

36 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
第二十六条を削る。

理由  
行政機関の定員の合理的管理を図るため、定員の総数の最高限度を定めるとともに、総理府及び各省等の定員は政令で定めるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政管理局設置法の一部を改正する法律案  
行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第二号 九の二 国際連合の協力を得てアジア諸国における統計の改善発達を図るために行なわれる統計に関する研修の実施を目的として日本国に設置される研修機関において行なわれる研修の実施に関する協力を行なうこと。

附則  
この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

理由  
国際連合の協力を得てアジア諸国における統計の改善発達を図るために行なわれる統計に関する研修の実施を目的とする研修機関が設置されることとなるに伴い、行政管理局の所掌事務を改

める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤田委員長 まず、趣旨の説明を求めます。荒木行政管理局長官。

○荒木行政管理局長 たいだいま議題となりました行政機関の職員に定員に関する法律案の得案理由及び概要を御説明申し上げます。

行政の簡素化、能率化を推進し、必要最少限度の人員で行政を遂行するためには、行政需要の消長に伴う定員の配置転換を各省庁内はもとより、各省庁間を通じて強力に行なう必要がありすが、このほうには各省庁別に定員を法定している現行の法制を改め、弾力的、合理的な定員管理制度を実現することがぜひとも必要でありますので、この法律案を提出した次第であります。

法律案の概要について御説明申し上げますと、まず、公務員数の抑制をはかるため、内閣の機関並びに総理府及び各省を通ずる定員の総数の最高限度を法定いたしますとともに、これらの機関別の定員は政令で定めるとし、定員配置を合理的、弾力的に行なうとするものであります。なお、大臣、政務次官等及び自衛官の定員は、現行どおり別途法律で明らかにすることとし、また、五現業の定員は現行どおり政令で定めるとして、いずれも定員の総数の最高限度の対象には含めないこととしております。

以上の制度改正に伴い、各省庁設置法等につき所要の改正を行なうこととしております。以上がこの法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

続きまして、行政管理局設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

り国際連合及び関係諸国と協力して統計に関する研修機関を日本国に設置するための準備を進めてまいりましたが、本年一月に至り、国際連合開発計画においてこの事業に援助することを決定し、近く同研修機関の設置が実現する運びとなりました。つましては、同研修機関において行なわれる研修の実施に関する協力事務を行政管理局の所掌事務とする必要がありまので、この法律案を提出した次第であります。

法律案の概要を御説明申し上げますと、右の研修機関において行なわれる研修の実施に関する協力を行なうことを行政管理局の所掌事務に追加しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○藤田委員長 質疑の申し出がありますので、この際これを許します。大出俊君。

○大出委員 たいへんお忙しいところを保利官房長官以下お集まりいただきましてまことに恐縮なんですすが、たいへん時間が無いというお話ばかりでございますから、要点をとりあえず幾つか承りたいのですけれども、昨年のこの委員会におきまして、当時の木村長官から何回か発言がございました。私は、人事院勧告というものはその代償機

関の性格からいって完全実施をすることがあたりまえだと考えているのでありますけれども、木村さんが答弁をされております何回かの御発言は、一貫して公務員の給与を考る場合にそのうらはらの関係としてどうしても政府は行政機構の改善なり定員なりというものを考るを得ないのだというところを、つまりうらはらの関係なんだというところを再三強調され続けてきているわけですから、この筋はいまでも変わっていないと私は思うのであります。が、保利官房長官からひとつ――

かつて私が保利さんにお目にかかったときに、頭と金とは一緒だよとおっしゃっておられました。が、そのところをどうお考えか、伺っておきたいわけ

です。

○保利官房長官 木村前長官がどういいうお話をされておりますか、私はつまびらかに承知いたしておりませんけれども、いまお話しのような趣意であるとするならばそれはそういう考え方も十分傾聴に値する、またそう考えていくべきであらうと思ひますけれども、しかし職員の処遇については人事院制度が持たれ、勧告制度が持たれております。それによつてとにかく公務員の処遇というものを、いろいろ別の関連はそうやかましく言わなくても、それはそれなりでやっぱり処置していくべきであらう、私はそう考へます。

○大出委員 どうも保利官房長官、第一回目の官房長官をおやりになったのが昭和二十七年ごろですけれども、私が当時官公労の事務局長で、何を言つてもあなたは一言もものを言わない。最近はいく話をするようになつたという定評があるのですけれども、なかなかいまの答弁なるものは、二十七年ごろに振り返つてみてまことにみごとなことをおっしゃると思つてゐるのですけれども、定員法を何とか通さなければとお考へるときは給与と定員というのうらはらはらだ、金を出せといえは定員だとおっしゃるのですけれども、今度は逆にこの席では金の話が出てきそうだといふお考へで前に言つてゐることと少し別なことをおっしゃる。だとすれば、人事院勧告というものは二十七年ごろから大きな問題で、完全実施と言つてきたのですけれども、まだ完全実施されてないのですから、いまの長官のお話からすれば、当然もう完全実施されておらなければならぬと思ふのですけれども、そこらはどうですか。

○保利官房長官 人事院勧告の扱い方につきましては今日までの事例のあと、これはもう賢明な大出さんに何をか申さんやでありますけれども、いかに努力をしてきているかというところが、ずつと一覽しましてゼロから始まつてそしてとにかく完全実施へいま一息というところまでやつてきておる。とにかく歴代政府が非常に困難な中にも人事院勧告を大事に扱つてきておるといふ証拠であ





プ、七月実施と書いてある。私は、数字よりも実施が氣に食わぬ。そのところを、そういうお考えでお組みになったものと理解したいのだが、いかがですか。

○海堀政府委員 先生のお尋ねの件は、この予算の説明の給与改善費のものだと思いますが、先生のおっしゃったようには書いてございませんので、本文を読んで見ます。公務員給与の改善に備えて、公務員給与を七月から五%引き上げるための所要額を当該各項の給与費に計上している。そう書いてあります。

○大出委員 たいへんありがとうございます。七月実施とは書いてないとおっしゃるのですか。この予算は、一応七月というめどはつくったけれども、七月実施と書いたんじゃないのだ。七月実施ではないのだ。そうなると、七月ではないという総務長官の御発言と一致する。七月でなければ六月か五月しかない。せっかく国会が修正したものを、また八月に後退しますなんていうことは、これはあり得ないことだ。いま総務長官も七月ではないと言われる。海堀さんも、私はわざわざ七月ではないかと念を押しているのに、あなたは七月実施と書いていないと言う。そうするとこれは七月ではない。人事院総裁は、三段がまえに今度組んでおるから、形の上では満足だと言われたが、これは形の上では何月かというとは言えない。

そこで、ぼつぼつこの辺で保利官房長官に結論的に伺いたいのだが、その前にもう一つある。さて、海堀さん、組んでおる予算の中身を見ますと――見ますというよりは、どのくらいになっておるかまず言っていた方がいいので、言ってくれませんか。どのくらいになっておりますか。

○海堀政府委員 予算の説明の話のほうは、こう書いてあるとおっしゃいましたので、こういうふうにして書いてありますと申し上げただけで、そこには私の意見は何も言っておりません。

それから要するに、給与改善費として各項に計上いたしました一般会計予算の金額は、約四百四

十三億円でございます。

○大出委員 給与改善費ということで、その説明書によりますと、四百四十三億一千百万円が組んでありますね。間違ひありませんね。これは五%アップ、七月からということになっているわけですね。七月からという計算でこう組んであるわけですね。さて、このいまの予算、大蔵省の海堀さん担当でお組みになっている給与予算を逆算していつて、一%アップで一体幾らになるのかということをやすと逆算しますと、五%、六%、七%、八%、九%、一〇%ということで大蔵省数字で逆算すると、数字が出てくる。そこで計算をしていきますと、五月実施で五%というならば五百六十八億、端数を切ります。六%なら六百八十二億、七%なら七百九十六億、八%なら九百九億、九%なら千二百三十三億、一〇%なら千三百三十七億という数字が出てくる。これは五月実施ということにいたしまして、五%、六%、七%、八%、九%、一〇%。そこで予備費のほうにこれまた組んであるわけですが、予備費は一体何億お組みになりましたか。

○海堀政府委員 一般会計予算の予備費は九百億計上しております。

○大出委員 昨年は千二百億予備費をお組みになった。この千二百億は、もう総務長官も肯定されておるのですから、それじゃこの際、その中に給与費は一体幾らあるのだと言ったら、新聞はしきりに五%で千五百億なんだという。そうなる

と、純然たる予備費は七百億という数字になると、私はこの席でずいぶん海堀さんに執拗なまでに質問をしたのですが、当事津吉給与課長がいわく、上乗せか押え込みかという名言を吐かれましたが、結局かきねはないというながらも、結果的に最後の詰めになりましたら、実は給与費は見当として五百億であって、予備費は七百億であった。前年度の予備費がまた七百億になっている、そうでしょう、組みかえましたから。だから九百億という数字になると、旧来の予備費の観念からいけば七百億ということだったわけですから、総裁は三段階という予備費の中にといいことで言ってお

られますが、そこらの計算をしていきますと、予備費の中でも余裕財源を多少考えておるといふことになるのですけれども、そのところはいかがですか。

○海堀政府委員 給与改善費をいたしまして、給与の各項に四百四十三億円を計上いたしております。人事院勧告がこれをこえる場合におきましては、予備費の範囲内で、他の政策との均衡もはかりまして、できるだけ努力をする考えでございます。

○大出委員 ちよつといまのところ聞かえなかったのですけれども、つまり予備費の中に余裕財源はあるということですか、幾らということとは申し上げぬけれども。

○海堀政府委員 予備費は、予見できない財政需要に備えて計上いたしておりますので、余裕があるとか、ないとかいうのを現在において判断することはできないわけでございますが、私の申し上げましたのは、給与費の各項に計上いたしております金額は四百四十三億円でございまして、人事院勧告がはかまぬでこの金額で処理し得ないような場合には、予備費の範囲内におきまして、他の諸施策との均衡を十分考えまして、できるだけ努力をいたしたい、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○大出委員 あらかじめ予見し得ざるものを組んだわけですが、そのところはあまり強調されると、昨年、じゃ、なんで通常七百億の予備費に五百億を入れておいたのだということになりますから、そこをなかなうおきまお答えにせ考えらうということですか、だということになると、そこところは総裁のおっしゃっていることに一歩近づくといいことになる。ただ数字の上で、何%勧告出るかわかりませんが、そのところははしたがっているところ断言いたしかねるわけでありまして。勘どころとしてはその点はわかります。

そこで、総裁にひとつ承っておきたいのですけれども、この間の新聞に、ことし何か実施時期について四月を検討中のようなことを書いてありました。四月調査、四月実施ということとは旧来から言われていることであり、特に五月にしなければならぬ理由もない。ところが、新聞にはそう載っておりますので、総裁のお話しになった感触は、来年、つまり四十四年度は完全実施ができるということになると、そろそろ五月というのを四月に考えたらどうかということに気持ちの上で進んだんじゃないかと思うのですけれども、そのところはいかがですか。

○佐藤(達)政府委員 お察しのとおり、私も、これは役所の性格上、政治性というものが全然ない役所でございます。そういう完全実施になったかどうかという意味のことではなしに、そのものずばり、合理性から考えて四月説が正しいかどうかという意味の検討は、これはかねがねここでも御指摘がありましたし、続けておる、そういう程度でございます。

○大出委員 まああの時点であえて四月ということが新聞に載るといふことは、そこに意味があるというふうに思いますが、とりあえずいまの答弁を聞いておきます。

そこでもう一つ、どうもことしは、去年載っておりませんが、期末手当、これについて去年の民間の状況等、私どもなりに調べてみますと、民間もだいぶ期末手当がふえております。そうすると、昨年勧告に出ておりませんが、筋道としてこれが出てこなければならぬ筋合いです。これは精査してみても、サンプリング調査してみてもおっしゃらぬでも、わかる。大体期末手当というものは考えられそうか、そうでないか。どのくらいふえるかふえないかは別問題。勘ぐれば、これは期末手当のかつこうをおたくは変えたわけですね。そうでしょう。つまり期末、勤勉に分けて、六月・一のもの、三月・四のものを〇・五にされて、六月・一のものを〇・九にされて、十二月・二のものを一・九にされた。そうして勤勉手当のほうは、三月・〇・五のものをゼロにされ

て、六月〇・三を〇・五にされて、十二月〇・三を〇・六にされた。期末、勤勉のこの比率を変えたのです。これは御存知だと思いますが、そうすると、まことに都合よく、これは期末手当のほうで〇・九なんということは、これは一にしたらどうだんという数字にうまくはまっています。なかなか感じがする。人事院というのは、その意味でなかなか頭がいいんだという気がするわけですが、これも、これは予算計算上困るので、期末手当は民間はだいたいふえている、こうお考えでございますか。

○佐藤(達)政府委員 これはもうたびたび大出委員の質問に乗せられてお答えしたことが大きく新聞に出て、予測を何か漏らしたような形に出るので、もう大いに警戒を強めておるといふ前提で申し上げますが、申し上げるまでもなく、わがほうは厳密なる民間調査の結果出た数字を厳密に勘案いたしまして処置いたします。ただ新聞などを見ますと、やはりおもしろいところの去年の暮れの期末の手当ですか、それが相当あるなという感想は持っております。それ以上のことは、もう予測がましいことは絶対申し上げません。

○大出委員 絶対申し上げないが、少しはお話しになったということになるわけですか。なぜ私こんなところまで――官房長官、ちよつとこれは聞いておいていただきたいのですが、この五月完全実施ということになりますと、そのまん中に六月があります。この六月というのは期末手当の月なんです。今日まで七月というのは期末手当を含んでいない。したがって、六月という月を含む、こういうことになりまして、期末手当とのからみ合いが予算上出てくる。そこらのも含めて、たとえばいま私が例にあげたのですけれども、〇・九を一にするとは〇・一ふえる。〇・一ではやはり七十億ちよつとくらい金になるというふうなことが出てくるわけですが、そこらのことを計算すると、予算上は、いろいろおっしゃっているけれども、どうも完全実施という形の予算ではない、こ言わざるを得ない。そうなる

と、そこで私は方向としては官房長官もさつきお答えになりましたが、完全実施ということでは全力をあげてやるのだというので、ずいぶん大蔵大臣なり総務長官なり御苦労されてお話し合いになったようですよと申しておられる。だが、それがいま私があげた予算数字、人事院の勧告のおおむねの形、これは考えとどうも足りない。そこでそういう場合もあり得ると思ひますが、官房長官にひとつこの辺で、来年、つまり四十四年度は政府としてはこの際ケリをつける。完全実施ということで、ひとつ全力をあげてやる。再三再四この委員会は完全実施決議をしております。予算上あるいは足らぬとすれば努力をして、とにかく人事院の勧告を完全実施をするという昨年の申し合わせの趣旨に従ってやる。このあたりを、詰めてくれども、ひとつお答えおきをお願いしたい。

○保利国務大臣 これはもう大出さん、裏の裏までよく御承知の上のことでございますので、ずばりそうだとおっしゃりたいへんけつこうなことですけれども、まあ財政当局も給与担当責任者も非常な熱意をささげておられますけれども、これは人事院の勧告の出方にもよるわけでございます。それから、どうも私から、もう何にも曇りなしにそのものずばりということをお答えすることはちよつと差し控えねばなるまいと思っております。

○大出委員 何にも曇りなしにずばり完全実施ということとは差し控えねばならぬというのですから、少しは曇っているというわけでしょう。少しは曇っているが五月実施、こういうことなんです。何の曇りもなしに五月実施ということはないという。ちよつと曇っているくらいですな、それで。

○保利国務大臣 これはとにかく勧告が出ましたその時点において、それぞれ関係大臣が御相談をしておいた。しかし総理の基本姿勢として、できるだけ早く完全実施を実現したいというこの熱意は強いものがありますから、その線に沿って努力を払われると期待をいたしております。

○大出委員 人事院総裁は何かどうしても会見予

定か何かおありのようでございますから、あらためてまた御質問申し上げることにいたしました。それか官房長官もたいへんお忙しいようでございますが、ひとつ済みませんが十五分前までになつておりますので、中心点をあと少しがまんをして聞いていただきたいと思います。

いまのお話は、私はこう受け取りたいのです。全く曇りなしにどうも完全実施ということに申し上げかねる。その気持ちも現時点でわかります。現時点で多少曇りがある程度であれば、これはひとつ話していただかねばならぬわけですから、これはひとつ重ねて総理ができるだけ早くひとつ完全実施をしたいということをお考えだとおっしゃっている。当面その辺でひとつ御努力をいただくというにさせていただきます。非常な大きな問題なんです。もう一つ四党国対委員長会談のときに約束があるのです。それは何かといふと、私も非常に、公営企業関係の職員の方々の給与を心配をしておたわけでございます。昨年の臨時国会の時点でも、そこで私どもの党の柳田国対委員長に對しまして、四党国対委員長会談をやるにあつて、また国対の副委員長さんの段階におきましても、そこをずいぶん考へて、自民党の園田国対委員長さんにどういふふうにお話をするかという点で相談をしたのですけれども、その結果として給与の七月という国会修正、これは国家公務員、地方公務員並びにこれに關係をするその他の機関についても実施をするものであるという点を提起して、そうだとすることになればそれでいい、こういうことで柳田国対委員長から園田国対委員長に對しまして――文書をつくられたわけではあります。つまりやりとりをしてメモをしたというものが四党国対委員長会談の中身でございます。そういう提起をいたしまして、園田さんから、それはそれとおりだ、こういう答弁があったというので、それをメモして帰つてまいりました。そのときすぐに私どもに報告をいたした経緯があります。

す。その他の機関というのは、これは副委員長レベルその他でやっておりますのでよくわかつておることでありますが、国家公務員、地方公務員並びにその他の機関、つまり公営企業、これをさしているわけでありまして、病院であるとか水道であるとか交通であるとかいうところでありまして、したがって私どもは、政党政治でございますから、政党内のその約束を政府を通じて実施をすべきもの、また当然しなければならぬものという理解を今日までいたしてきていますのであります。そこで四党国対委員長会談の、誠意をもつて審議するという総定員法の扱いについて、これが各党に生じておるから誠意をもつて審議してもらいたいという各党の皆さんのお申し出があった。私も審議の都合上今日まで延びてまいりましたが、国会である限り、私も議員である限り、誠意をもつて審議するのは当然でありまして、その意思を変えてはおりません。したがって、趣旨の御説明をいたしたに於いて、しからば一体昨年のこのやりとり、この取りきめというものについては、今日できていないのでございますから、どうしていただけるかという点をやはり基本的問題、前提条件として承らなければならぬというふうに私も考えるわけでございます。この点について、三月の十五日にこの関係の職員がストライキをおやりになった。また四月の十五日におやりになった。どうもたいへんたくさんの方々の足を奪われることになりました。今度は東京なんかの場合には相当切つたことを計画しているようであります。それで、せつかく私も政党内の立場で昨年取りきめていたのですから、そういうことにならぬようにこれは解決をいたしたいものだといふ気がするわけでございます。この点ひとつ官房長官から、お耳に入っているだろうと思ひますのでお答えおきをお願いいたします。

○保利国務大臣 私は、四党間でお話し合いが持たれて、そして八月実施を一月繰り上げる、それについては総定員法の審議と関連して話が持た

れたというだけしか実は伺っていないわけであり  
ます。ただいまお話しようなことが議題になつた  
かどうか、どういふふうに扱われたかということ  
は私は承知いたしておりますので、何ともお答  
えをいたしかねます。

○大出委員 率直なお答えをいただきましたか  
つたのでございますから、御存じなければそれで  
よろしゅうございます。ただ、これは私理事会でも  
何かお話を申し上げ、理事懇談会でも何回かお  
話を申し上げておまして、他の党の方々の中でも  
その点を肯定されている方もおいでになる。こ  
ういふわけでございますから、したがって私は、こ  
の総定員法をめぐる四党国対委員長会談でござ  
いまして、この総定員法の提案理由の説明を承  
る、さてこれから実質審議という段階がやがて  
くるわけでございますけれども、そうだとすると、  
やはりその前に、実質審議の御主張が四党国対  
委員長会談に基づき誠意をもって審議すること  
に中心が置かれていられるとすれば、その席で同  
じく取りきめられている公営企業についてどう  
しやるのだというのを私のほうから言うことは  
当然だと思っております。ですから、きょうとい  
ふうには申し上げません、御存じないのですから  
やがて審議の始まりますまでに、長官のほうで  
このところはどうかという点の結論をひと  
つ出しておいていただきたい。この点長官に申  
上げておきたいと思ひます。

そこで、あわせて自治大臣に承りたいのです  
けれども、給与その他に關しましては、かつて総  
務長官をおやりになつておられまして、私も何  
べんかお伺ひしたこともあり、御質問を申し上げ  
たことあるのでもございますが、重々御承知の野  
田自治大臣でございます。かつまた公営企業關  
係につきましても十分御存じのことでもござい  
ますので承りたいのですけれども、今日振り返  
つて三十九年、つまり地方公営企業制度調査会  
というものを設置したいというので内閣委員  
会に法案が出てまいりました。私も審議に参画  
した一人でございまして、いま当時のことを思  
ひ起こしてみますと、ちよ

うどこの三十八年、さらに九年というところが  
、それまでそれほど波が大きくなつた地方公  
営企業全般が片端から赤字に転化をしていくとい  
う状態になつたのです。ですからその経緯から  
すると、もうこの点ではほんとうはおそ過ぎた  
わけでありまして、それにしてもそこから今日に  
至る苦しい公営企業の経営状態が続いている、こ  
ういふわけなんです、その最大の原因は一体何  
かという点をこの席でお述べいただきたいので  
す。

○藤田委員長 ちよつと大出委員に申し上げ  
ます、官房長官お急ぎなので……。

○大出委員 もうちよつと、すみません。十五  
分前までというので、あと何分くらいですか。  
(塚田委員「あと六分ばかり」と呼ぶ) その六分  
間でポイントをとつ聞きたいので……。

○野田国務大臣 大出さんの御指摘のとおり  
、ほとんど地方公営企業の経営は赤字、その原  
因は幾つもあげられますが、少なくとも公営企  
業の運営に同じ線である、諸条件が、日本の経  
済社会の発展に同じ線である、建設、改良、そ  
の他必要設備も非常に増大してゐる。それから  
同時に給与がだいぶ上がつてきてゐる。その  
意味では、給与が上がるにつれて、それに対  
する資金が伴わなければならない。あげますと  
これはほとんど常識的なことでございまして、特  
別なことではございません。大体考えられること  
でございまして、やがて御指摘いただいたよう  
に各公営企業ごとにとつていいほど財政に非常  
に困難を來してゐます。

○大出委員 永山さんが自治大臣のときに  
私の質問に答へまして、ここに議事録がありま  
すけれども、公営企業の今日の危機という、そ  
の一番根本原因は何ですかと聞いたら、一言に  
して申し上げれば高度経済成長政策のひずみ  
でございまして、お答えになつてゐる。じゃ  
その責任はどこにございましてかといふた  
らば、これは今日の公営企業というものは  
そう考へるよりしかたがないですね。合理化  
もやり、たとえば四十八時間を四十四時間  
に切つたり、電車にし

てもワンマンにした。ワンマン電車という  
ものはあぶないのですよ。しかも、一台改  
造すれば七十万から金がかかる。それでも  
ワンマン電車にした。今度はバスもワン  
マンバスにしたり、軌道を取つてしまふとい  
うので路線廃止をやつたり、軌道撤去を早  
めるというので早める。次から次へとそう  
いうことをやつてきて、もうそれこそ経営  
側にしてもあるいは自治体にしても、や  
り得ることはみんなやつてゐる。賃金に  
しても今日は手当てという面ですぐに落  
ちてきてゐる。しかもこれは地方労働委  
員会その他が調停なり裁定なりを出して  
きめたものなんです、それが押えられて  
きてゐるという今日の事情で、なおかつ  
ますます苦しくなる。といたしますと、こ  
れは保利さんが建設大臣のときに社会基  
本の欠陥といううなことを言つておられ  
て、訓示の中にありますけれども、間接  
的な社会資本だといわれる公営企業その  
ものについて資本が足りない。つまり、じ  
やそれはどこでどうするんだといへば、  
国、府、県、市等の負担区分もありま  
しょうが、国というものが相当大きな  
責任を負つてくれなければ片づかぬ段  
階にきてゐる、これだけは間違いない、  
という意味で保利官房長官に承りたいの  
ですけれども、今日国の責任というもの  
に非常に大きなウェイトがある。そこ  
に働く人たちが片づかない。しかもそ  
こには法律的に団体交渉が行なわれる  
ようになってゐるのですから、だとす  
ると、各理事者がこれだけ努力してゐる  
現実にあるので、その意味では、細  
部、細部、細部というものは成功して  
ゐるけれども、再建計画、再建方式とい  
うものは成功してゐるけれども、また  
やつてゐるのだから、そうすると、そ  
れでもなおかつ——法律のたてま  
えはいろいろありますが、同じ市  
なら市、自治体なら自治体、一般職  
の方々はみんな上がるのだけれども、  
片方は上がらない。これは放任で  
きない。それほど給与が高いとお  
つしやらないで——最近の若い  
やつはそうではな

い。ほつぽつておくわけにいかない。その意味  
で四党国対委員長会談で話をした。御存じ  
ないならそれでいいけれども、四党国対  
委員長会談でその一端を表に出して、与  
党の責任者の方から回答をいただい  
て、それで終わつてゐるわけではござ  
いませぬ。つまり国の責任という点で、  
官房長官、公営企業も、昨年の国会の  
七月修正に基づく賃金というふうな  
ものに、かつまた一般職のほうとあ  
わせて実施をすべきものだ、こ  
う私は考へてゐるのであります、こ  
のあたりのところはいいがござ  
いませう。

○保利国務大臣 これはまあ非常にむずかしい  
、割り切つた答弁はなかなかだれでも  
簡単にできないのじやないかと思ひます。  
たとえば交通機関にしましても、ある  
自治体においては路面電車と路面電車  
と十分間に合う、またそれが市民のた  
めに一番有効だといふようなところは  
路面電車がやっぱり強化されていくこ  
とが必要だろう。ところが自動車  
がはんらんして電車の稼働率がさ  
っぱりあがらないといふような地帯に  
路面電車の企業を維持していこうとい  
つても、それはなかなか容易じや  
ない。問題は公営企業自体ではな  
しに、都民なり市民の利便をどうい  
うふうに自治体としてはかつていく  
かといふことが私は考へるところだ  
らうと思ふ。実際企業上成り立たない  
ようなものがあるわけもなからうと思  
ふのですけれども、それぞれつくられ  
たときにはそれだけの公共的な意義が  
あつてつくられてゐるわけで、これは  
やつぱり時の移りという情勢の変化とい  
ふことが變つてきてゐる。しかし市民  
あるいは都民の交通需要というものは  
非常に大きい。これは何とかしなければ  
いけません。国が相当のめんどろを  
見る。しかしそれだけで国の責任だ、  
自治体の責任だといふことは、私は  
そう割り切れないのじやないか。自治  
体もやらなければならぬ、国もやら  
なければならぬ、そこを勘案してや  
つていくべきじやないだらうかと思  
ふのでございまして、けれども、ど  
うも割り切つた御答弁は私はい  
たしかねる。ただ今日

の、特に過密地帯に見られますが、国土全体について言えますけれども、とにかく国民生活を充実していくための社会資本の立ちおくれというものは、これはもういながらたい事実だろう、そういうことからひとつ判断して対処していくべきであらうと私は考えます。

○大出委員 官房長官が建設大臣当時に「建設月報」などによく訓辞などが載っており、交通政策という面に触れられて社会資本の立ちおくれ、不足ということを相当強調されておられるのですね。だから建設省という立場から早くやらなければいかぬという。いまそういう御答弁がありまして、これでも、これは一貫してそういうふうにお考えでございすから、私もそう思っておりますけれども……。

そこで、私がきょうわざわざ総理にかわって保利官房長官にお出掛けをいただいたのは、ほかからぬこの総定員法もそうでございす、一つの政治問題なんです。昨年の四党国対委員長会談というのも政党内の話し合いでございすから、したがって私は、担当の野田自治大臣だけではちよつと御迷惑をかけるということになるので、きょうお出掛けをいただいた。私も何べん質問したか忘れたくらいでございすので、そう知らないつもりもない。外国の例等からいきまして、学者の説によりましてもおおむね二百万くらい都市になりますと、地下鉄というものは思い切つて国が相当な負担区分を考えてやっつけなければならぬということになっている。あるいはまた三十万くらいの都市だということになれば、路面電車で十分間に合う、これをもつと広げていく必要があるということになる。あるいは十萬くらいの都市だとバスでいいじゃないかということになる、短距離のバスをうんとつくる必要があるということになるというふうな国際常識もあるわけでございますから、いまの御答弁もその限りよくわかる。だが、私がいま申し上げているのは、差し迫っている公営企業の諸君の賃金の改定という問題をめぐっての問題でございまして、これは何年

となくいままで国会でも問題になっておりまして、抜本的な対策をというので、ここに昨年四十年九月十日の議事録がございす、閣議で総理もものを言っておられるのですね。これは長官よく御存じのことと思ひますけれども、「総理からも御発言があったわけだ」といふことで、「この問題はもう現状で放置するのにはすでに限界がきておる。だから大蔵大臣に対する一つの要求として、やはり特別の措置を考えなければいかぬのではないかと」ことをきよう総理からも御発言があったわけだといふこと、このうたを赤澤さんが閣議のあとこへお見えになってそのとおりの答えになっておる。これは四十年九月十日の内閣委員会議事録でございす、いまそのとおりの読み上げたわけだといふこと、そこでも「やはり内容は、賃金の問題もありま

すけれども、資本費が増高いたしますために、その金利なども相当重圧がありますので、まずそういう方面から前向きに検討していかなければならぬ」といふ考え方がありまして、「と」いうことで赤澤自治大臣は当時お答えになっておる。これはたいへん御努力をいただいて、昨年末ストライキだなんて騒ぎが起るに、私は赤澤さんに私的に目にかかって相談をいたしたけれども、総評の岩井事務局長もわざわざ片づけたわけでありまして、したがって、これまた当面の問題は政治的に考えをいたさなければならぬ。だから私は総定員法の実質審議に入れたら、誠意を持って審議するという前提になつて、つまり七月というふうな国会手直しをしたのは公営企業に及ぶ、この点が明らかになつた上でお話でありまして、これをなにしていただかぬと、どうもそう簡単に審議とおっしゃられてもできない。したがって、ここで私はこういうものの言い方をしておるわけでありまして、ちよつとそこを——四月十八日に大騒ぎが起つて、あとで東京、横浜、神戸、大阪でもということになつたのは困るので、その時

点までに詰めようといふればいまからやらなければ詰まらない。そこで、実は総理にかわつておいていただいた保利官房長官に政治的にこの問題をどうお考えになるかといふことをお尋ねした。四党の国対委員長間の申し合わせはしからぬとおしやる。知らなくてもよろしうございす。あとで御調べいただければ結構です。しかしいま私が提起している問題をどうおとりになるかといふ点をお聞かせいただきたい。

○保利官房長官 大出さんのお話のようであれば、昨年末の四党会談でかなりお話をあつたように伺えますし、そうでありましたら、それを承わらぬで私が見当違いな御答を申し上げてもかえつて失礼でありますから、御遠慮させていただきますと思ひます。

ただとにかく、先ほど来のお話もそうでございす、来年度の予算編成にあつた、自治大臣は大蔵大臣が手を合せて六百九十億というような財源までお願いをして予算編成をやつておる。それからいまして、中央の財政もそう楽でない。そこからすべて出てくるわけだといふこと。

それからまた、そんなことを言う自治大臣におられるかもしれないけれども、とにかく三税の増徴で交付税は相当大きなものになつていきまふし、それぞれ中央、地方の財政状態から、そういうところからならみ合せて、関連していく問題でございすので、これは大出さんの御趣意は私も感づいておるわけでございますから、その点よく了承してまいりたいと思ひます。

○大出委員 私の言ひ分、感づいておられるといふことでございますから、政治的にはそれで足りるのでございすけれども、これは念のため申し上げておきたい。長官にはこれでおしまいにいたしますが、あと野田さんにお見えたいただきましたので自治大臣にお伺ひいたします。例をあげて申し上げますが、これは横浜市の例で、私の住んでおります横浜市から直接聞いたわけではないのでありますが、新聞に出ておまして、つまりいま財政の

お話がございました。大蔵大臣が自治大臣にいう、これは予算委員会でも出まして、国が金のあるときには——例の四十年前後におけるメリットシステムという形でたな上げ部分、料金ストップのときであります。赤澤さんが早川さんにかわつて自治大臣のときに、私も何べんもこまかい質問をいたしました、国が援助をして自治体の公営企業問題を解決した、こういう時期がある。そういう例も大蔵大臣はこの間予算委員会でおあげになつて、当時は国に幾らか余裕財源があつた、自治体はまさに地方財政の困窮期にあつた、だから国がめんどろを見た。今回はそうではない、地方財政が豊かになつておる。ところが、国がだいたい苦しい。だから、そういうときには自治体側のほうでめんどろを見てくれと言つたといふことを福田さんが予算委員会でお答えになつておりますから、私もよくわかつております。

そこで、横浜市は、神奈川県新聞に書いてあるところによりまして、これは十分ではありませんが、意外に税収その他がいいのです。まず税収見込みでございます、前年度当初予算から比較をいたしますと、当初予算の二百九十七億というのが税収見込みだったのでございすけれども、本年これは二一・六％の伸びです、横浜市の場合は、これは新聞が書いておるのです。四十三年度の決算額と比較をいたしますと、一五％の伸びです。横浜市は、これは自治体の始まつて以来からいけませんよ、これが新聞の書いておるとおりであれば、それから石油ガスの譲与税などを調べてみますと、これは一億二千七百万、前年度これは六千八百万なんです。それから自動車取得税など見まして、前年は七月からですから二億しかないのでございすけれども、本年は十億六千万、昨年と比べれば八億からの増収なんです。それから交付税の面で、これは細郷さんも大臣もおいでになりますけれども、交付税の面で昨年の二十五億から四十億くらいに上つてきておるわけでありまして、特別とん譲与税なんかもうであります。また地方道路税、これなんか

減つてはいない、多少はふえている。これが一般財源でございすが、それから特定財源なんかでいきまして、国庫支出金の八十九億六千万という予測は、昨年の七十三億から見ればだいぶふえてきている。あるいは県支出金の十五億五千万というの、昨年の九億から見ればこれもふえてきている。つまり山のように人が入ってきている都市でありますから、やらなければならぬことは山のようにあります。ありますけれども、一般財源の側から、つまり交通との関係に少しこの道をつけていただければ、当面の問題の解決というならばやっでできないことはない、こういう気がするのであります。昨年末から本年一月にかけて各都市、六大都市、ほとんど片づきましたときに、今度は路線撤廃後の土地などを一般会計で買うというふうな形なども中には出てきているところもありました。これは率直に申し上げて、結果的には一般会計が持ったということなのです。ただ、なまですうしたくないという自治省の配慮があつて、そういう一つのクッションを置いたというふうに受け取れないですね。そうすると、大蔵大臣も言っておられますように、地方財源の面で多少昨年に比べては余裕がある。もちろん自治体ですから、市民に対してやらなければならぬことはたくさんありますけれども、だがしかし、政治的にも見ればこのあたりで自治省の皆さんのほうで少しお考えいただければ、かつまた官房長官に政治的な御配慮をいただければ、やつて片づけられない筋合いのものではない、こういうふうには考えておりますので、御参考までにこのところを提起いたしまして、大臣に後ほどいろいろこまかい点を承りますが、官房長官という立場でひとつこの問題の、さつき申し上げた感づいておるといふ意図がありますので、そこを含めて前向きの御検討をいただきたい。いかがですか。

○保利国務大臣 地方財政が幾らかゆとりがというふうなことでございまして、自治大臣としてはなかなかそうは見えておられないように

すが、しかしあまりに中央の財源捻出に苦しんだ結果、あそこにお頼いをされたようなことでございします。ただいまの問題につきましましては自治大臣が十分御研究されることだと思ひますから、私も御協力を申し上げます。

○大出委員 もちろん国の責任ということが明確にならなければならぬということが大前提なんですけれども、当面の問題の解決ということも、これまで日にちが限られますので、いまのようなことをつけ加えたわけでありまして、どうかそういう趣旨で御尽力を賜わりたいと思ひます。たいへんありがたうございました。

自治大臣に重ねて承りたいのでありますが、できるだけ要点を並べてまいりますので、お答えおきいただきたいと思ひます。

この公営交通、病院あるいは水道というふうなものなをがめまして、昨年の七月実施なる公務員給与、これが今日実施できていないところというのは全国でどのくらいあります。

○細郷政府委員 再建団体が百五十五ございまして、そのうち現在九賃をやろうとし、またやる見込みもあるというものがほとんどございまして、非常に財源的その他の理由でむずかしそうだというのは、六大都市交通その他二、三の事業、こういうふうに見ております。

○大出委員 昨年の例からいいますと、特に困るといふところが十二くらいありまして、たとえばあるときは病院が二つくらいありました。それから鹿児島交通なんかも問題があつたようでありまして、海南市の水道なんかも問題があつたようでありまして、そこらのところを含めて、六大市だけという認識でいいのです。

○細郷政府委員 いま申し上げましたように、六大都市交通のほか若干むずかしいところがあるうかと思ひます。

○大出委員 そこで、先ほど原因を野田大臣に承つたのでございすが、また閣議で総理の提起された問題もいま触れて申し上げたのでございすが、前大臣の赤澤さんのお話で

は、公営交通それ自体ということもさることながら、それよりも大きなウェイトは、この際交通政策という意味でこれは抜本的に考えなければならぬ。で、私は国家公安委員長なども兼ねておるといふことをお話しになって、さてこの都内交通というものをとらえて、奮勇をふるつて、交通法規にも触れて、大量輸送優先ということをつし生かしながら、かつまた国の責任、つまり大蔵大臣に総理が金を出せということをお話しになって、勇をふるわなければならぬというふうな思ふということをお話しやうてゐるのですが、そうして交通関係の閣僚会議なり懇談会なりで詰めたといふことをお話しやうてゐるのですね、以来今日までどんなふうにかこれが推移されておりますのか、自治大臣に承りたい。

○野田国務大臣 いま御指摘の金の面は別として、いわゆる環境の整備と申しますか、交通規制その他についてその後のこと、これは前からの計画がございまして、政府委員にお答えいたさせます。

○細郷政府委員 交通規制と申しますか、大量輸送の優先通行、この問題につきましては関係閣僚間で相談をいたしまして、事柄が非常に現地的な問題でございまして、各都市におろしまして、各都市で交通関係者の協議会のようなものをつくりまして、そこで一本一本の路線について、実は検討いたしておるのでございまして、その際に通勤のラッシュ時にはトラックを入れないような規制をするとかあるいは現に東京でもやっておりますように、ある街道では朝晩通行帯のセンターラインを動かすとか、あるいは交差点におきまして右折禁止をバスだけに解除をするとか、あるいは新しくできます道路にはバスベイスをつくるとか、もうすでに御承知のことでございますが、そういうのをいま着々と現地において実施をする、こういうことでございまして。

○大出委員 こまかいようですが、現地というのをもう少し具体的にどんなふうにお進めかという点に触れていただきたいのです。

○細郷政府委員 東京におきましては交通関係の関係者の集まり、たとえば警察の関係とか、あるいは道路の関係とか、それから交通事業の関係であるとか、そういう人々の集まりの場をつくつておるのであります。大阪等におきましても、知事が中心になってそういうのをつくつておる、こういうわけでございます。

○大出委員 大臣、交通関係の閣僚会議のようなことを再三お聞きになって進めるといふようなこともやられておるわけでございますか。

○野田国務大臣 再三やつておるわけではございません。やはりその時点におきまして、関係閣僚間で協議をいたしております。その結果に基づきまして、政府委員がお答えしたような案が次々に出ております。再三、しよつちゅうやつておるわけではございません。

○大出委員 そこで、国という立場で公営交通というものについてこれを助成するという点は、現在検討は全くされてない、こういうことでですか。

○野田国務大臣 公営企業の経営の悪化といひますか、非常な困難、これはできるだけたてまは独立採算であることは御承知のとおりでありまして、それはたてまえてあります。そういうことを言つておつても公営企業というものはうまくいくはずはないのであります。そこで、たとえば資金の確保なんかもそうですが、例を上げますと、四十四年度の予算編成期にあたりまして、先ほど御指摘がありました、路面電車がだめなところは地下鉄にする。これはあたりまえのことです。地下鉄建設というものはたいへん金がかかる。そこでだんだん調べてみますと、いまの運輸省でやつておられます補助がありますが、とてもこんなことでは地下鉄の建設はできない、こう思ひまして、この四十四年度予算編成期におきましても相当の補助率のアップをしようというので、大蔵省と折衝しています。これはあなたもよく御存じ

だから詳しくは御説明いたしません、四十四年度はあきらめるが四十五年度以降はあきらめないというので、その意味におきまして、大蔵大臣と運輸大臣と自治大臣の覚え書きまでつくったのは、問題は地下鉄の問題でございませう。それからもう一つ考えておりますのは、これはやはり資金の問題でございませうから、これに対してできるだけ公営企業金融公庫の金を使いたい。これはたいしたことでございませうけれども、しかしこの資金というものは相当そういうものを使いたいが、地下鉄は対象になっていない。これを改めようという。もう一つは、金利が、これも御承知のとおり大体七分何厘とかいうことですから、こんなことではとてもいけないというので、思い切って—どのくらいまで下げるかということとはなかなかむずかしいのですが、少なくとも五%ぐらいに引き上げようというので、いまギャンブルの金を使ってけしからぬとかなんかに非常に問題になっておりますけれども、これは別です。その金は別として、その施策は私は積極的のひとつ考えなければいかぬ。それからその他の資金操りも経営に対してはできるだけひとつめんどろみという。ことばは当たらぬかもしれませんが、ひとつ協力してこうという考え方を持っております。

○大出委員 たまたまいまお話が出ましたからですが、地下鉄はそこに藤田委員長おいでになるけれども、当時企業の危機ということで地方行政なにかでも公営企業小委員会をつくったことがありました。藤田さんはたまたま当時の小委員長さんでございまして、私も当時の議事録を読んでおりますが、あのときによくスズメの涙ぐらい国が出そうじゃないかということになった。以来、逐年少しはふえておりますが、しかしいまの政府の姿勢で、公営企業金融公庫のお話が出ましたが、それはやはりいまの姿勢ではとてもじゃないが都市交通政策というものは欧州あるいはアメリカに比べて何十年かおくれしてしまっている。これはもうとても取り返しがつかないと思う。アメリカでさえ車と道路のけんかは道路が負けたとい

われているぐらいである。道路というものはちょうど有閑マダムのお金の引き出しと一緒だというので、開けば開くほど入ってきてしまふ、ほんとうですよ、これは。だから、アメリカでさえ負けた。だとすると、日本の都市交通政策を論ずるにあたって、いまのような金額でいいとか悪いとか言っていること自体ナンセンスだという気がする。

そこでまず考えなければならぬのは、かつて大阪市の交通局長の今岡さんなんかがこへ参考人に来てしゃべっておられますが、もう路面電車というものもどうにもならぬ。どっちしたつてもうからない。どうにもならぬということを言っておられる。バスにしたつてそうです。バスにしても、ここまでくるとどんなに苦勞してもこの交通渋滞の中から抜けていけない。はっきり言い切っているのです。そうすると、社会資本ということばもあります。国が思い切つてそれを充足する。この計画が立てられなければ何とも解決できない。だから、いまお話の筋書きで申し上げる前に、つまり都市バスについてどうお考えですか。公営交通の中におけるバスは、特に六大都市のようなか場合に、どういふふうにならねばいかという。ことを具体的に聞きたい。

○細郷政府委員 バスのあり方についてはいろいろ議論がございませう。特に、都市の形態によつても違ふと思ひます。相当他の交通機関があるような都市、そういうところではおのずとバスは交通機関につなぐ道、他の交通機関に出る道、そういうようなところに非常に重点が置かれるだろうと存じます。そうではないようなところにあります。ては、町のまん中まで郊外から入るような直通バスというものも必要だ。そういうようなことで、都市の形態による他の交通機関との関係等によつて、必ずしも一元的に言えないと私は思ひます。それぞれの都市におきまして、この再建計画を通じてバス路線の再編成というようなことを考えておるわけがございませう。その具体化にあたりまし

て、都市の立地条件等に依つてそれぞれやつていきたい、こういうことでございませう。

○大出委員 この問題も外国の例なども最近ありますが、あまり突つ込んでしまふ時間もないと思ひますが、私いまでも印象に残つておるので、きのうちよつと思ひ出してあけてみたのですが、議事録もここにありますが、これは三十九年の九月の十五日でございませう。この中で大阪市の交通局の今岡さんは公営企業調査会の公述でこう言つておられます。「大阪市のバスは昨年度時速十二キロしか走れなかつたのであります。毎年速度が低下してありますが、これもかりに時速を十四キロ、十六キロ、十八キロ、二十キロまで上昇させますとどうでしょう。全く民営と変わるところがないのです。この速度低下を無視した車キロ当たりの人件費比較は、はなはだしい誤りでありませう。どのように合理化しても最近の速度低下、これに伴う経費増には追いつけません。こう言つておられるわけですね。これはまさに苦悩のあらわれなんですね。どんなに自治省が再建計画をたてにとられて合理化せよ云々といつても限度がある。どんな速度低下をする。これも事実です。そうすると、その車キロ当たりを民営と比較してみても、よく皆さんのほうでは、公務員に準ずるといふのは法律上最近はないのだ、だから民間の同種企業になんといふことをおっしゃるのだけれども、実際にやりようがないのでございませう。また市内に入つてきて、クローズド・ドア・システムで人間が入つてくるといふところとそれができないところもありませう。そうすると、ますます混線になる。ここあたりをやはり根本的に——財政局のほうで金の話のほうで締めるだけではないに、こちらのほうに、ひとつ大臣、どういふ計画で進めるかという具体的なもの、何年度までにこうするといふ内容が早くほしい。検討しているのだ、こう言われてみて待つてはられない、とにかく物価はどんどん上がるのですから。物価が上れば賃金も上がる。そうすると、これは公務員だつて民間比較なんですから上がらざるを得ない。となればどうし

ても公営企業の賃金の問題が出てくる。そのたびに財政の面からだけ締められたのでは、これはたまたまのものではないのですから、その点何とかもう少し具体的計画、何年までに何をどうする、これがほしいのですが、これはどうしてもできないですか。

○細郷政府委員 その計画の一つが再建計画だろうと思ひます。再建計画は財政の面でもらえておりますが、何ごともやはり事業は御承知のように金の出し入れをどうやっていくかということによつて表現されるものでございませうから、特に私も再建計画で財政面を見ておるわけがございませう。そこで、いまお話のございましたように、公営企業は独立採算がたてられないと思ひます。またそれを厳守しなければならないと思ひます。ただ厳守できるような環境の変化というものは応じていかなければならぬ。それがいわゆる外部条件でございませう。いろいろお話の出しております地下鉄に対する国の援助でありますとか、あるいはバスの優先通行でありますとか、あるいはバス路線の変更であるとかといったようなことが必要だろうと思ひます。しかし、それができなければ何もう企業自体の合理化努力はないのかという、やはりそうではないのか。やはり大都市交通といふものはかなり長い間、俗に言われる親方日の丸的運営、こういうことをいわれておつた。その結果が積もり積もつて実は赤字になつておつた。その結果が積もり積もつて赤字になつたように、会社条件の変化以前にもうすでに赤字の状態が出ておつたわけがございませう。したがって、どうせ再建といふような状態になりますれば、企業として一種の病人状態でございますので、健康な人と違つてやはり病人の状態の企業がどう立ち直つていくかといふのは、病人自信のまず努力といふことも必要でございませう。それからまたいま申し上げましたような社会経済が年々動いていくのに外部的条件をやつていくということも必要だろうと思ひます。そこで先ほどお話の出しております給与の高い低いの問題、これは給与の

高い低いを一義的にあらわすのは私は少ないと思います。少ないと思ひますけれども、いろいろな角度で見ても私はいろいろ疑問の生ずることが多いのでございます。車キロの問題にいたしまして、私鉄は郊外の長いところを走っているからキロ単位にすれば小さく出るというような問題もございまして、一義的には私はきめられないと思ひますが、その辺は私も十分総合的な判断ができますように材料を整えて指導してまいりたい、かように思ひます。

○大出委員 いまの点でひとつ細郷さん、私は実はこの間の三月十五日の日に、横浜の交通の委員長の話を立てて聞いておったことがあるのです。その前に自治省にあらわれて、各交通の組合の側の方々がいろいろを言ったら、細郷さんがお見えになっていきなり、おまえさんたちはそう言つたつて賃金が高いのだ、おまけに地方自治体の一般会計も含めて賃金は上がったつて、君たちがどんだん賃金を上げて引っぱるから賃金が上がつたのだということから始まつて、つまり賃金を下げろという意味の話をされたという。演説なんでも多少オーバーな話が口に出ているかもしれないけれども、なかなか賃金比較というのはむずかしいので、私も専門屋の一人だけれども、そう端的に、これは年齢構成もありまして、歴史もありますし、また地方の労働委員会の裁定云々をめぐる問題もありますし、そう簡単にこれはいかなない。だからそこにはいままらものを言つてみたつて、労働組合との間には団交権があつてやつていっているから、そう簡単にはいかなない。やはりいまいみじくもおつしやつたように、再建計画というものを法的に取り入れて、再建団体の形で大臣が認可をされてこうやつてきた。この過程でどうなつたのか、いまにして思へばどうなつたのか、効果があつたのかなくなつたのか。つまり病人なら病人はまずみずからからだをなおす努力をすべきであるといまおつしやつたけれども、やつてないといふのか、やつてきたといふのか、どちらですか。

○細郷政府委員 私は率直に言つて企業の合理化は努力してきたと思ひます。いま再建計画をつくつて、私は、三つの要素が、組み合はさつてきていふと思ひます。一つはやはり経営者の経営努力、一つは組合の合理化努力でございまして、給与も含めまして。もう一つはやはり市民にも御協力をお願いしていると思ひます。市電を撤去してバスにかへるといったようなこともございまして。路線を変えたり廃止したということもございまして。私はやはりその三つの要素で再建計画ができていふと思ひます。したがうして、給与改定のような際、その三つの要素の上に再建計画に乗つていふという認識をお持ちいただきたいということ。私の基本でございまして、給与だけを何とかしろ、こういうことでは私は再建の趣旨に沿わない、市民に迷惑をかけて市電をはずしておるといふことを忘れられては困ると思ひます。そこへもつてきて、じやどの程度の給与かということになりますと、いろいろ指標は一義的にきめるのはむずかしいが、いろいろな指標をとつてみるとそれをとつても公営交通のほうがまだいいのでございまして。まあ年齢の問題でありまして、どの辺に層が多いかとかいろいろの問題がございまして、その辺は、企業の実態によつてよく見なければいけませんけれども、少なくともそういう指標は出る。そういうようなことから、先ほど申し上げたような外部条件等も合わせながらそういう点もお研究の余地がある、そういう意味であります。

○大出委員 そういうお話ならばそれなりにわかるのですけれども、まあ給与、給与と言われると、私も給与を長くやつていふほかに、これは地方行政へ出かけて行つて、いまの柴田次官と、財政局長時代に戦つたことがありますけれども、東京都の例も全部とり、バスを中心にいたしましてここに資料を全部念のために持つてきまして、そこは少しうしろのほうにお下りの感じだからあえて数字をあげてやりとりはいたしませんけれども、もうここまできると、まず第一点

は、私がいる横浜みたいに社会党の市長がおつて、片方は組合で、もうそれはたいへんな苦勞なんで、いままでこまでたどつてくには、もう正直言つて血の出るような苦勞。それをもう泣く泣く、路線が撤廃される。軌道も取つてしまふと言われる。四十八時間と四十四時間に直せと言われる。ワンマン電車を走らせると言われる。ワンマンバスをやれと言われる。その間に交通局は苦情が殺到ですよ。路面電車がなくなつた、その沿線の人にとっては長い間足だったんだから、いま細郷さんおつしやるとおり、これはわいといと苦情が出てくる。それはまあしかしいたし方ない。四十四時間にすれば上と下切るわけですから、そうすると間引き運転から始まつて、時間帯が狭くなるわけですから、その時間の方々からもやたら文句がくる。それは至るところからの文句を聞きながら、しかもそう簡単にストライキとも言えぬというので、ずいぶんそれは苦勞してきつた。だからその間に市民の皆さんにもずいぶんな御協力をいただいている。しかも、たいへんな企業努力をやつていふ。組合側のもめなところをのんでもきていふ。だからそんなわけのわからぬようなことを言つていふ市長ならあんなものはやめさせてしまふということを言つていふのが、交通の組合の中でも一ぱいいる。それでもまあ待てと言つていふ。しかも、最近では区役所に行けば、やあおつさんこんにちはと言へば、ついでこの間まで交通局で運転していた人がいる。衛生局に行つてもそう、清掃へ行つてもそう、これは致るところですよ。そういうふうなたいへんな努力をやつてきておられますから、もうこれ以上この時点で給与、給与といふことにいふのは、何といわれなくても納得いかぬ。それよりも、さつきおつしやつたように、公営企業が独立採算で成り立つ環境といふに、いまおつしやつたが、私は理論的にはいろいろ意見がありますけれども、段階的にいへば、どういふふうになれば成り立つ環境ができるのかといふと、ばく然とはなくて、横浜なら横浜という実情がわかつていふ、大阪なら大阪という実情が

わかつていふ、東京なら東京、京都、神戸みんなわかつていふんだから、その実情に合せて、この都市はこうする、この都市はこうするといふところまでいかなければ、議論がかみ合わないでしよう。くどいようだけれども大臣、そこを、下におろしました、交通関係の人に集まつてもらつてやつておられますけれども、そこまでするならば国が責任を負わなければならぬということになるだらうと思ひますけれども、金についても国が責任を負つていただきたい。閣議の中で、総理まで大蔵大臣にも言つていふのであります。だから、国が一つの計画を持つて六大都市におろす。それは各党も交通政策はありますよ。社会党だつて公営企業の三十五条を含めて改正案を提起しているわけですから、皆さんがわかつていふわけですから、その時点で立つて、いまイザナギといわれる中で、何が赤字か、何が困つていふかといつたら、交通関係、どこにいつたつて間違ひはない。これは公営交通に限つたことではない。だとすれば、そのところを大臣もつと具体的に、公営交通はかくかくしかじか、民営交通はかくかくしかじか、経営内容はわかつていふから、そのところを明確にして、大量輸送の優先なら優先、交通法規を変えるなら変える。先ほど細郷さんお答えになつたが、織り込んで都市別に見たらどうなんだという形のものをお出しにならぬで、ただ単に抽象的に独立採算で成り立つ環境を整備することが必要だといふことだけでは、いただきかねるということになる。このところ大臣いかがですか。

○野田国務大臣 私は、大出さんの御意見を非常に傾聴いたしました。実際六大都市、これはほかに二、三給与問題が残つていふところがありますけれども、特に大都市交通は非常に大きな問題であります。ただ単に地方財政というふうなことでなくて、これもあります。もちろんこれは財政上の措置を講ずべきですが、これは大きな社会問題だと思ひます。そこで、いま各都市の再建計画をやつておりますが、その計画の内容について

て、ただ一括して再建計画をやっているじゃないか、再建団体じゃないかという、これは現実はそのとおりだから、別に無視しませんが、それに対する分析をして対案をつくるべきじゃないか。私は非常に傾聴いたしました。これは私がやるかやらぬか別として、政府全体としてどうやっていくかわかりませんが、交通規制の問題その他、ここにも公安委員長お見えになっておりますが、また総理府総務長官なんか関係あると思えますから、私はかつてなことを申し上げません。しかし自治大臣としても、地域住民の方にできるだけの便宜を与える、これが目的ですから、ここでもいましておきくことは、私は決してこれで満足してないということは前提で申し上げましたし、特に都市交通は、バスの問題も先ほど出ましたが、路面電車については横浜にしても困っておりますことを知っております。横浜も地下鉄に相当切にかえていられるようですが、その地下鉄の建設というものは、全般的にありますけれども、具体的に一つあげますと、いまお示しのよう、地下鉄の建設というものは、地方の問題とかどこの問題というものでなくて、国全体で考えるべき問題だと思っております。

そこで、先ほど私がちよつと触れましたが、大蔵省に対しても思い切った建設の金を出すように——私どもの考え方はこうなんです。これはおそらくあなたの方のいままでの御意見の集計と思いますが、地下鉄というものは路面電車からかわっていくが、地下の道路だと思つていい。ただ地下鉄をやる交通政策でやっているから、それで独立採算制というからなんだけれども、少なくとも道路を地下に一つくる。道路ということになりますと、これは国が相当なにする。そういう考え方でいこうじゃないかというの、実は細郷君なんかその非常に熱心な主張者なんです。細郷君なんか薄情だとか組合はお考えのようだけれども、そうじゃない、非常に熱意を持っている。だから地下鉄の線路というものは道路をつくるのと同じだ。そういう考え方で国がこれを補助

すべきじゃないか。地上の道路になると国がやっているじゃないか。こういう考え方で、私は四十四年度の予算折衝で大蔵省にも言いました。そういうことでございます。

それからまた、先ほど出ましたけれども、公営企業の資金量をふやして利子を下げるとか、これにはいままでもなかった地下鉄を入れるとか、いろいろなことをやっておりますけれども、その都市によって具体的にいろいろの対案を出すべきだという御意見は、私は非常に傾聴いたしました。これは十分私も考えることにいたします。

○大出委員 具体的なことでちよつと細郷さんに承りたいのですが、大臣にもあわせてお答えいただきたいと思いますが、私は横浜にいるから、すぐ横浜の例になつて恐縮ですが、どこでも一緒にございしますが、一番早く、第一号で建設大臣のところに再建案をつくつて出したのが横浜なんです。これは四十年度の段階で不良債務というところで自治省との間で話が着詰まつたのが六十六億八千万円あつた。このうち軌道電車の赤字が四億八千万円、バスの赤字が二十六億七千二百万円あつた。バスのほうは三十円に料金を値上げした。運輸省はそのときに、この料金値上げというのは、黒字になつても軌道を埋めてはいけませんよという条件がついて、それで三十円になつた。だから黒字になつても埋められない。それで以降バスのほうはいくらもよかつたけれども、トローリーバスなんかは四百万円くらい黒字になつたようだけれども、あとのバスはほとんど赤字なんです。これから速度が低下すると赤字になつていく。こういうのが横浜市内のバスの状態なんです。軌道のほうはどうかという、これは手の打ちようがない。この四十億八千万円というのを含めて利子補給をしていただいておりますけれども、十四年間で返す。一年据え置きですから、毎年おむね十億近い金を償還していき、償還し終わつたらどうなるかという、極端なことをいうと、十六億八千万円だけ償還はしたんだが、借金は別に残るということで、再建にはつながらない。だから細郷さん、軌道のほうの赤字はどうにもしようがない赤字なんです。これまでも再建をしようという自治体の公営企業にぶつけないで、この四十億八千万円くらいのはたな上げしてもいいというふうな思っている。率直に言えば利子は全部持つていただきたい。そういう意味でたな上げ。そしてバス路線を整備しながら、いま野田さんが言うようにバスをこれ以上赤字にしないで市民の足を確保していく。そのため助成措置というものを、助成しないでもいいというなら環境整備のほうを、公安委員長もおいでになりますから、具体的にお考えいただく。こういうふうに進めていただかないと、これは何と言われても無理は無理なんです。できないものはできない。そこらところはもうどういうふうにお考えになりますか。

○細郷政府委員 私は、公営交通が一種類ずつの交通機関をやるよりは、やはり幾つかの交通機関をあわせて総合的に市民の足を確保する、そういうことがいいんじゃないかと思つてます。そういう意味で横浜市でも地下鉄をおやりになつておられます。地下鉄につきましてもいま再建計画に入っております。私もやはり再建が——再建といつてはあれですが、経営がうまくいけるような環境をつくつた上でのことなので、実ははずしてあるわけです。もしそういう地下鉄を入れていくというふうなことになりますと、私は横浜市の交通は、地下鉄と電車とバス、これをうまく組み合わせて、先ほど申し上げましたように、他の交通機関と協調をしていかなければならぬ。さらに、長い目で見ますれば、これは私個人の見解であります。横浜市の立地条件が非常に東京に從属しておるところから、横浜だけの独立の公営企業経営がいいのかどうか。むしろ東京とくつして地下鉄でも何でもやるべきじゃないか、これはまだ私個人の見解でございますが、そういう気持ちを持っております。各都市についてもそれぞれそういう考えを持っておりますが、そういうふうなものを、再建計画の協議を

受けます際に一つ一つ入れていきたい、こういう気持ちでおります。

○大出委員 地下鉄の話が出ましたから、一言つけ加えておきたいのですが、横浜はこし地下鉄百三十一億予算を組んで、起債云々という形ですけれども、あるのです。ところが、これはどこの地下鉄を見ても、前に一ぺん例にあげたことがありますが、東京の地下鉄一号线、ここに全部数字がありますが、この数字を見ますと、これは車キロ一キロ当たりの建設費というのが、山手線は貨物線が入っておりますが、それを含めて計算をしましても、東京の地下鉄の一号线が建設費六倍かかっているのです。車キロ一キロ当たり六倍。だからそれを金に換算すれば、国会議事堂前から霞ヶ関まで三十円ですけれども、乗車料金で六倍にしなればならない。これは間違いない事実です。そんなことをしたら、逆に人が乗らないです。ところがこれを見ると、藤田さんのかつての御努力で地下鉄に幾らか補助金を出すことになつた。地下鉄一号线、このときに補助金が五千万出ております。ところが、それで広告収入その他を全部入れましても、年間収入九億九千三百五十四万円。年間の広告収入、政府の補助五千万円、東京都の補助、それに乗車収入、全部入れて総収入が九億九千三百五十四万円、こういうわけなんです。ところが、この年度における支払い利子が十五億あるのです。一年間の支払い利子十五億。国の補助、東京都の補助をもらつて、広告収入まで入れて、乗車収入を入れて九億九千万、利子を払い切れないですね。利子だけで六億残つています。現実にはこういうことになつています。ここに都市交通の皆さんの長期政策委員会がお出しになつたのを最近私読んでみましたが、ここに大阪の地下鉄が書いてある。これを見ると、大阪の地下鉄もひどいものです。時間がないから読み上げませんが、大阪の地下鉄も同様です。そうすると、地下鉄はいずれどこかで何かしなければならぬのは間違いない。いま細郷さん、いみじくも

おっしゃる通りに、横浜は、地下鉄と、バスと、残っている採算をとれていくような路面電車と合わせて、どう伸ばしていくかということなんです。地下鉄はいまはいいい。しかし、地下鉄のいま例にあげた一号線の例で言ううと、「危機に立つ都市交通」というのを読んで、さすがに専門家の方々が集まっているので、長期政策委員会の意見、都市交通の国の方々、学者も入っているの、一つ、大阪の例まで克明に載っております。一つ、間違うと、地下鉄一号線よりさらに悪いかもしれない。しかし、そうすると、さっきのお話のように、小委員長時代に御苦労されて予算をつけてきました。年々ふやしてきました。数字言つたてしかたがないですが、外国の例から言うと、六割から七割が持っているところがたくさんある。ところが、どうもたかだか特定路線で二四％くらいの比率になっているのが日本の場合一番高い。そうすると、とてもじゃないが、これはできません。

だから、そういう意味からいまして、最後に私は一つ承りたいのですが、外国の例がここにあります。これは「日本の都市政策」ということで、三井田一男、高田康治さんという二人の方が編集しておられる。これは比較的新しい。これによりまして、ここに欧州なりアメリカのものなんかが全部、シカゴの例も載っております。全部載っております。載っておりますが、やはり国と自治体との負担区分、明確にすべきものは明確にしなればだめだということですね。それから英国流に言えば、ボンドとかビルとかいうことばを使つて、長期債券と短期債券に分けています。ビルというのは短期債券、ボンドというのは長期債券ですね。九十九年債まであるのですから、永久債です。利子というのはみな三分ぐらいに切つていいます。いま七分三厘だ、これを六分にしようかなんというふうな計算をやっているが、これではとてもじゃないが社会資本は充足できない。これは明確に国の責任です。だから、そういうところを、先ほど申し上げた都市別にこまかく見ていただい

て計画を立てること、そうして国の責任、自治体の責任、負担区分というものはどうするかという、間接的に社会資本をどう充実するかということ、これが必要だということになる。それがつまり環境の整備であり、資本たるべきものは国なり自治体なりが持つて、その上で公営企業というものが運営に当たるという形にしなければならぬということです。パリなんかの場合には、民営の時代から公共団体が金を出しているわけですから、そこまで考えなければいけないということですから、だから、その意味では、どうしてもまじめに働いている方には報いてやらなければならぬ。たとえば、横浜が関東大震災で全部やられた。焼け焦げになったバスを一生懸命たいて塗り直して、技術整備工場で職員の方々が塗り直してやつと走らせる。国は一銭も金を出さない。アメリカが債が入ってきた。東京はたしかフランス債だったと思えますけれども。戦後の復興だったそうですよ。空襲でみんな焼けちゃったやつをまた一生懸命直して走らせているわけですよ。そういう状態で今日までできているのに、そういうところに携わっている従業員の方々が相当な御年齢で、おられるのに、おれたちはこれだけ自分たちの電車を、バスを苦勞して走らしてきたのに、いまおま

えたちは給料高くてもだめしを食っているんじゃないかと言われたら立つ瀬がないといわれるけれども、実感だと思ふ。だからもうこのあたりまできたら、自治省の皆さんもさつき幾らかお下がりになった答弁だからいいですけども、給与給与とおっしゃらないで、早くひとつ抜本的な施策というものを立てていただきたい。これはお願いです。これをお答えいただきたいのと、最後に国家公安委員長としての荒木さんお見えになっておりますので、一部始終をお聞きになっていただくと、赤澤さんが先般やはり国家公安委員長のお立場で奮勇をふるわなければならぬと言っておられたのですが、その感触のほどを最後にお聞かせいただきたいのです。

○野田国務大臣 私はただいまの荒木さんの御意

見、十分理解できます。またそうすべきだと思ふ。そういう方向に持つていくべきだということ、深く私自身も腹におさめてまいります。先ほどちょっと触れましたけれども、決して自治省としては冷淡ではございません。給与の問題ということではないのです。これはやはり大都市交通をどうするか、どうして地域住民に不便をかけるというのか、そうかといって、料金を上げるといふことは、これは物価に影響します。ここに非常に苦しみがございますから、私はいまの大出さんの御意見は非常に傾聴いたします。われわれとしても十分検討したいと思ひます。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。

先ほど来の質疑応答を拝聴させていただきました。自治大臣のおっしゃるとおり、私も知らないことをいろいろ教えていただいたような気がします。すし、言われること一々ごもつともな点がたくさんあつたと理解いたしております。警察の立場は、国全体としての、あるいは地域的な交通政策そのものが合理的に、利用者に対するサービスが合理的かつ効率的に行なわれることを期待するのは、国民の一人として当然ですが、それがいかに合理化されつつある過程を経過いたしましたように、その場その場で、交通戦争といわれる現象ができておる。過密、過疎の問題が大きく扱われますが、それとの関連におきまして、万々御承知のとおりな警察の担当すべき交通取り締まり、もしくは事故の防止あるいは運転者の訓育から、ことごとくが関係してまいりますけれども、そういうことで中央の国としての立場から、地方の公共団体の担当警察とも密着連絡しながら、いままでも一生懸命やってきましたけれども、今後に対しましては懸命の努力をしなければならぬ。特別立法を考へているかというお話がどこかで出ましたけれども、それは具体的にいま御提案できるような段階にはまゐるございませんが、必要とあらばそういうことも関係省庁よく連絡をしまして、交通戦争に対処しなければならぬ、かように思つておる次第であります。

○大出委員 たいへん前向きなお答えをいただきました。ありがとうございます。私は実は自治大臣にとくとお願いを申し上げたいのですが、定員法の審議にあたりまして四党国対委員長会談の中身を持ち出したのは、くどいようでありますが、政治的意図があつて申し上げているのですから、そこをひとつおくり取りいただきまして、四月十五日という時点で働く皆さんの側からは問題の焦点に時期的になつていっているように思ひますが、また一般の同じ自治体の中の方々が上がつておるのに交通会計だけ年を越すなどということがあり得べきではないという気が私はするわけでございまして、先ほど細郷さんが八賃といふことばを使いましたから昨年のことを八賃といひますが、八賃の解決も昨年の暮れ十二月、しかも前自治大臣の赤澤さんにたいへん御無理を申し上げて、細郷さんも御同席の席上でたいへん苦心の策を出していただけてまとめたといういきさつもありますので、私はできればことは、そういう暮れまで引っぱらないで四月段階ぐらいでせめて問題の決着をつけたといふふうに思ひますから、政治的意図があつてと申し上げているのでありますので、どうかひとつ御相談をしていただいて、前向きで解決に当たつていただきたい、この点をお願い申し上げます。

○藤田委員長 関連して浜田君。

○浜田委員 私は、大出委員の質問に関連して総務長官に聞くのですが、たしか五十八国会、さらに臨時国会を通じていろいろ本委員会の討議から見ましても、完全実施ということが、行政機構改革——一局削減とかその他のいろいろの問題と表裏一体だ、したがって、それらをまず前向きで完全実施の方向でやつていっておるのです。こういう答弁をしばしば聞いておるわけですよ。昨年の勧告は五月であつたわけですね。内容もたくさん問題点があります。一般公務員諸君ひいては関連する地方公務員からも、すでに人事院ができて何回も勧告されながら、いまだに完全実施をやつていただけぬが、この時期くらいは完全に実施して、

それから政府当局がなんだかんだというのなら言うべきだ、あまりに筋が通らないじゃないかというところを、地方へ行きますと、しばしば聞きまう。したがって、まず昨年の勧告の、五月の完全実施をやつて、さらに今年度の勧告が出たときはそれをどうするのか、そういう議論にならなければならぬと思うのです。昨年から下がった——時期的にもそうですが、まして五%以内なら勧告はないとするならば、まずその勧告の時期的なものを予算的に今年度は措置して、それからいろいろの問題を提起すべきだと思うのですが、その点どうですか。

○床次国務大臣 人事院の勧告は完全実施すべき基本方針を持つ、これは当然であります。御承知のごとく人事院勧告がありましたときから今日までかなりの時間がたつておるわけでありまして、当初は勧告を受けて翌年実施というところから出たと思ひます。そのような状態から漸次努力してまいりまして、そうしてこれが八月実施になり七月実施になつてきたという沿革があるわけでありまして、他面予算の計上と勧告の時期との関係、これはいろいろの問題もあつたわけでありまして、この点に關しまして先般来努力をいたしました。昨年中いろいろと相談いたしました結果、今後の予算編成方針におきまして新しい改善を加へたい。先ほども話がありましたが、単なる補正で行なうのではなく、昨年度は予備費で費という形でもって予算の編成方針自体も改善をしてまいつたわけでありまして、こういう今日までの政府の努力というものが重なり合ひまして、勧告のありました時期におきましては、完全実施ができるように努力いたしましたという積極的な考え方、それが十分ではないかもしれませんが、実績があつてきていて、今後やはり引き続きいてこの方針で一日も早く完全実施ができるようにいたしたいと考えているわけでありまして。

○浜田委員 あたかも十一月から十月、十月から九月、九月から八月、さらに、どうしてもやられないから、最後に国会が一月間を修正した。国会始まつて以来の修正ですが、それだつて自主的にやられたのじゃない、国会が修正したからしかたなしにやられた。それをあたかも前向きでやつてきたかのごとく言われるけれども、総務長官が言われるようなことは、公務員諸君はみんなうなずいちゃおらぬですよ。国会でも本内閣委員会は附帯決議を三回やつております。この附帯決議をどのように受けとめておられますか。

○床次国務大臣 たびたび附帯決議を付して政府に御鞭撻をいただいておりますが、政府におきましてこの附帯決議の御趣旨というものを尊重して予算編成に当たるとし、なお今後におきまして勧告のありました際におきましては、その御趣旨を体して実施いたしたいと考えておるわけでありまして、附帯決議は尊重いたします。こうなんです。ほんとうに尊重されるなら、五月の時期に勧告されているのだから五月に予算を組んで、さらに四月調査で四月実施ということも論議されておるのだから、それを予備費なり補正なりでやつていくというのなら、まこと政府は勧告を尊重され、国会の決議というものを尊重されておるのだということになるけれども、そうじゃない。これはもうほんとうにこの勧告問題をめつてはイロハのイの字なんです。それがやられないんだ。そうして勧告が出ればあてもない、こうでもないといつておられる。公務員諸君はたまらないから、何とか集会をやつたりすると、けしからぬといつては、解職までいかぬでも、減俸したりされる。これは本来逆なんですね。自分たちがやるべきことはやつて、そしてさらに公務員諸君がそれに従わないのならこうする、こう言われるのなら、世間も一般社会もまことだと思ふのです。あまりにあなたちが勧告を実施されぬのだから、今日見てみなさい、三、四年前にはまこと公務員が公僕としてどうかと思つたのですが、今日はもうこれは政府がむちゃだ、毎年毎年勧告を実施せ

ぬ、これは政府が悪いわいという声が出ておるでしょう。しかも三回もやり、さらに臨時国会では四党のお互いの申し合せ事項がある。こういうときにこそ、政府は前向きで五月実施の予算をちゃんと組むべきです。それでもなおまだ内容的にもたくさん問題があるんです。公務員は、それはまだ言う段階に来ておらぬ。せめて実施時期ぐらひはと、まだまだ公務員諸君というものは実にほんとうにへりくだつた要求というよりも要望なんだ。それをやられずにおつていろいろ文句言われるというのはどうしても納得いかない。官房長官もおられないし、大蔵大臣もおられないから金のことは申しませんが、ほんとうに皆さんが国会の議決を尊重されるならば、仏の顔も三度といわれますが、今度は四度目ですよ。人事院勧告——総裁がおられますが、総裁は十回目だ。まず皆さんのほうから誠意を具体的に示してできることをこ

うする、あふると、こうなければならぬ。その点どうしても納得いかないのです。総務長官、ぜひお答え願ひたい。

○床次国務大臣 まことにごもっともなお話でございます。御承知のごとく、人事院勧告が毎年五月のペースでもって勧告されました。しかも勧告の時期がおくれているという点、この点におきまして予算の編成とだいぶ食い違いがあるわけでありまして、だからこの食い違いを順番に地ならしをすることが必要だと思ふのです。この点は予算そのものの組み方と、同時に勧告のあり方との間に調整をする必要があるのではないかと、かように考えまして、昨年もいろいろと人事院のほうと相談いたしましたわけでございます。この結果、さしあたり最善といたしますことは、先ほども申し上げましたように、予算の計上のしかたにおきまして給与費に組みながらなお予備費に組むというふうなところまで話を進めてまいつたのであります。その段階のあり方を今年度は実施して、そうして新年度におけるところの人事院の勧告を待つて予算と照らし合はせまして最善を尽くして御趣旨の実現をはかりたいと考えておるわけでご

ざいます。この点は毎年毎年積極的にだんだんと進んでおる。私ももういつまでもそのような状態を続けようとは思つておりません。一日も早く人事院勧告というものを完全実施して、公務員給与のあり方というものが勧告どおり行なえる状態にいたしたい、かような目標でもって努力している次第でございます。今回におきましても、来たるべき人事院勧告の内容を見まして御趣旨に沿つて努力いたしたいと思つておるわけでありま

す。

○藤田委員長 それでは浜田委員の関連質問、まだあると思ひますが、受田委員の質疑の準備ができたようでありまして、関連はこの程度にしたいので、次の機会にお願いしたいと思ひます。

○受田委員 それでは次に、受田新吉君。受田委員 ひとつ重要にして基本に關する質問を試みますのでよろしく御答弁願ひたいと思ひます。きょうは大体話し合ひが総定員法の前提となる給与その他の問題ということでございました。そこでそれに忠実な立場で質問を試みようと思ひます。

まず第一に、国家公務員法という法律は、戦後、人事院を構成して民主的な運営によつて公務員の擁護をするという形で生まれた役所を中心に掲げた法律であります。ところが、その人事院が国家公務員法の第一条に基づくところの、すなわち「国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む）を確立し、職員がその職務の遂行に當り、最大の能率を発揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導するべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする」と、こう書いてある。それを受けて人事院がその任務を遂行しつつあるものでありまして、人事院がこの法律の第二十八条によるところの「情勢適応の原則」に基づいて勧告権を行使することになつておる。さらに、その勧告の基準となる俸給表はこの

法律六十四条に定められて、「俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、こう書いてある。それに基づいて人事院が勧告をしている。その勧告案の五月実施という規定を忠実に守っていないという事は、立法国日本の政府としてはまことにけしからぬやり方であり、法律の精神無視の措置といつていいかどうか御答弁願いたい。

○**床次国務大臣** 政府が人事院勧告を完全実施しないのは法律に違反するのではないかと御意見だと思つておる。しかし、すでに人事院勧告といわれておりますとく、これはあくまで人事院の勧告でございます。政府はこれを尊重すべきであります。法律的にはやはり勧告にとどまるのであります。政府におきましては、この勧告の精神を十分に実現する積極的な努力をいたしておるわけであります。今後におきましても、人事院勧告を完全に実施するという基本的態度におきましては、これは当然確保してまいる、これが法律の精神に従ふ所存だと考えておる次第であります。

○**受田委員** はなはだ不愉快な御答弁であります。人事院の勧告はただ単に勧告にとどまるものであつて、これを採択するのは政府であり、また国会である、こういうのはなはだ逃避的な御答弁は、私、たいへん不愉快という一言に尽きると思ひます。この法律の精神、それは人事院の勧告に織り込まれるその案をそのまま忠実に実行するのが法律を尊重するということではないのでございませうか、御答弁願いたい。

○**床次国務大臣** 人事院勧告をそのまま実行いたしませんことが、これも確かに尊重でございませうが、しかし政府におきましてもいろいろ事情があるわけであります。必ずしも勧告が一〇〇%実現できないことがあり得ると思つております。したがつて、その場合にはやはり勧告を勧告として受け取りまして、できないものはできないという形になり得ることもあるわけであります。しかし、それだからといって政府が公務員法の精神を

じゅうりんしているのではないのでありまして、政府といたしましてもその法律の趣旨というものを十分に尊重いたしまして、最善の努力をいたしまして勧告を実現しようというわけでありますから、この努力に對しましては、私は法律違反であるというおことばだけでは実は解せられないと思つております。十分その点におきましては法律の精神を尊重している、また尊重せんと政府も努力しておることをお認めいただきたいと思ひます。

○**受田委員** 十分尊重しておる、または尊重せんと努力しておる、どちらでございませうか。

○**床次国務大臣** 今後におきましては積極的にこれを尊重しようという努力を今日もいたしておるわけであります。過去におきましても力の限り尊重してまいつた、実現いたしたところは不十分だったかと思ひますが、しかし、最善を尽くしてまいつたと思つております。

○**受田委員** 私は尊重論議をもつとまじめに尊重してやらなければならぬと思つております。これはすなわち人事院の勧告を受けとめるのが最も尊重したという結論になるのでありませんか。御答弁を願いたい。

○**床次国務大臣** 一〇〇%実現することが尊重したること、もちろんさうなことだと存じます。が、しかし今日の人事院勧告のあり方と申しますか、公務員制度のあり方から申しまして、必ずしも一〇〇%実現できないこともあり得るということは予想されますので、私は勧告という字でこれがあらわされておるのだと思ひます。そうしてこれを尊重するということをお願いしておるわけであります。

○**受田委員** 人事院制度もしくは人事院勧告制度に何か欠陥があるというようにおのひのお話があつたのでございませうが、ちよつと具体的にお示しを願ひたい。

○**床次国務大臣** 欠陥と申しますか、あえて欠陥とは申し上げませんが、ただ人事院は独立の機関であります。政府は政府としての立場がありま

すので、そのおのの立場において多少ずつ現実において食い違ひができることもやむを得ないものと思つております。政府と人事院とほんとうに話し合つてうまくできるような方法はないか、実は先ほどもお答え申し上げたのであります。が、勧告の時期、方法等において調節いたしたならば、あるいは予算編成にもつと便利になるのじゃないか、かような考え方をもちまして検討いたした次第でございませうが、まだ最終的な結論は得ません。しかし、かなり努力してまいりました結果といたしましては、先ほど申し上げましたように、予算におきまして給与費と予備費と二本立てで計上するという事は、従来から比べるとよほどの進歩じゃないかというわけでもつてこの制度を採用いたしました。そうして勧告を待つて実行に当たろうというわけでございませう。

○**受田委員** 基本的な問題ですけれども、公労法の適用を受ける職員に對しては調停機関、裁定機関なるものがあり、最終的には仲裁裁定を完全に尊重した処遇がされてゐることは御存じのとおりです。しかし団体交渉権のない一般公務員は、そうした仲裁裁定を完全に実施する形の政府の措置と比較して、依然として完全実施に踏み切つていないという現状を心から嘆いてゐる。この点についての比較検討の上の御答弁を願ひたい。

○**床次国務大臣** 政府のあり方と公共企業体のあり方におきましては、おのずからその内容において差があるわけであります。したがつて、今日におきましても、給与の取り扱いにおきましては、公務員と企業体の職員との間に差ができておる、かように私は承知しております。

○**受田委員** その差というものはどこに差があるか明示を願ひたい。

○**床次国務大臣** ただいま申し上げましたところによりまして大体おわかりをいただけたかと思つております。三公社五現業は独立採算性の企業体でありまして、一般公務員とはその所要財源の調達方法並びに給与決定方式を異にいたしておる結果、両者は必ずしも同じように取り扱われ

ていないのが現状であります。しかし人事院勧告はこの趣旨にかんがみて、政府はこれができるだけ尊重すべく最善の努力を払うべきだ。これは先ほどお話しになりました法の精神を尊重するゆゑんでありますので、できるだけ今後ともこの人事院勧告というものを完全実施できるように努力している、かように申し上げる次第であります。

○**受田委員** 公労法の適用を受ける職員のほうは、団体交渉権に基づいて交渉の道が開かれており、同時に仲裁裁定は完全実施をされてゐる。独立採算制のもとにおいてすら完全実施されておる。ところが一般会計の国家公務員の場合は、非常にゆとりのある国家予算の中で、わずかに一月か二月かのことをよう完全実施に踏み切れないなどというふうな、こんな膨大な組織の中のほんの一点にすぎない少額の予算措置すらできないなどという事は、これはどうも私解せないものであつて、戦後二十数年たった今日、一般公務員の士氣を高揚し、国家公務員法の精神に基づいて忠実に職務を遂行するという基礎をつくるためには、もう公労法の適用を受ける職員よりは、もつと前進した形で基本的な措置がさるべきだと私は思つてゐる。もう戦後二十数年たつてゐる、時期はもうりつぱに來てゐる。独立採算制のもとにおいてすらできてゐる問題が、この膨大な予算の中でなし得ないという事は、これは決して政府がそれ理由をつけるような余裕はない問題だと思つております。御答弁を願ひます。

○**床次国務大臣** 政府といたしまして、この人事院勧告に對する取り扱いに對して十分な努力を尽くさなかつたというわけではなくして、今日までの経過をごらんになりますとおわかりだと思つてまいりました。数回にわたつて改善を行つてまいりました。むしろ私もから申しますと、あと一息でもつて完全実施ができる状態になつてゐるのじゃないか。最後の努力を今後において講ずべきときになつてゐる。それだけ、何と申しますか、過去において努力し、改善につとめてきてお

る実績はおわかりをいただけると思うのでありまして、私は今後の努力に待ちたいと思います。

○受田委員 新年度予算には、依然として七月からの給与措置が計上されてあります。総務長官はこれを五月完全実施に踏み初る措置を残しておるとお考えであるかどうか。——これでこの問題の質問を終わります。

○床次国務大臣 予算におきましては七月分からの数字が計上されておるわけでありませんが、七月から実施するかなんかということは今日申し上げておるわけではないのでありまして、私どもは人事院勧告を受けました機会におきまして、最善を尽くしまして勧告の実現に当たりたいと考えておるわけでありまして。

○受田委員 そうすると、五月完全実施ということもお考えの中に一つあると了解してよろしゅうございませうか。

○床次国務大臣 今日なお完全実施したいという積極的な気持ちでもって今後の勧告を受けたいと思っておるわけですが、勧告の内容等を拝見いたしまして、その時期において私どもは努力いたしたいと思ひます。

○受田委員 その問題はこれでおきますが、次に、公務員の給与が民間と比較してなお完全実施に踏み初っていないという理由などもあつて、公務員に汚職事件が頻発しておる。官紀、綱紀は弛緩しておる。この現状は国民がひどく嘆いておるところである。最近における公務員の綱紀、官紀の弛緩に関する具体的な汚職事例、その数の進行状況、御答弁を願ひたいと思ひます。

○床次国務大臣 公務員の汚職の御指摘がありました。最近になりましたが公務員の汚職がありましたことにつきましては、まことに遺憾と考えておる次第であります。しかし、その汚職の理由が公務員の給与が低いために起こつたのであるかどうかという点につきましては、十分私ども検討いたす余地があるのではないかと思ふのでありまして、むしろどつちかといえば、最近の事例におきましては、ある程度までのレジャーのためと申し

ますか、それが原因になつて汚職の起こつておるものもあるかと思ふのであります。

なお、公務員給与の高い、低いにつきましては、これは人事院勧告を私どもは中心として考えておりますので、公務員の生活安定その他退職後の身分等につきましては、今後ともさらに一その努力をいたしてまいりたいと思ふのであります。

最近起こりました——長い統計は持つておりませんが、本年度に入りまして起訴になりましたのは二件でございます。厚生省の業務局の事件と農林省の農政局の事件、この二件が起訴になつております。その他もう一件は新聞紙上に出ておつたのであります。通産省の問題でございます。政府はこれに対してどうしておるかという御意見であります。従来から数次にわたりました、官庁綱紀の問題につきまして政府といたしましては、それぞれ注意を喚起しておつたわけでございます。その点を厳重に実施し、実効をあげることを話し合つた次第でございます。総務長官の依命通達といたしまして通牒を出しましてその実現を期しておる次第であります。

その内容といたしましては、第一に汚職等の不祥事件発生を未然に防止する適切な行政的措置をとるといふこと。監督者の責任体制の確立について、これを行なうといふことであります。なおあわせて官庁のいわゆる秘密漏洩も関連しておりますので、そのことに対しまして注意を促したわけでありまして、具体的にこれららの不祥事の発生原因、それから職場の実態等に対しまして再検討する必要があるのではないかと。これを未然に防止するための具体的な措置をひとつ具体的に検討いたしたいと思ふのであります。たとえば、職務権限を一人の者が握つておつて、だからこれを監督する余地がなかった。一人が判を押せばそれで一つ切きまるといふようなことにも問題があつたと思ひます。したがつて、そういった職務配分あるいはチェック機能の問題、また人事の

配置等の問題に対しましても検討いたしたいと思つておるのであります。

それから第二に平素から監督者としての部下の指導にあたります場合におきまして、やはり公私の別を明らかにするような指導を徹底させる。特に国民から誤解を招くような特定の民間業者との折衝等に関しましては、一その注意を払うように喚起をいたしておるのであります。なお、もう一つ指摘いたしましたことは、不祥事故の発生いたしました際に監督者の責任の問題でありまして、本人自身が処分を受けることは当然でありまして、監督指導者の責任といふことに対しましても、明確にする必要があるものであります。この点に対しまして、具体的な措置を講じたいと考えておるのであります。

ただ、かように申し上げますと、従来の通牒通達とほとんど変わったことがないではないかという御意見もあるかと思ひますが、今回におきましては、特にただいま申し上げましたような趣旨に對しまして、具体的な措置をそれぞれ各省庁において検討してもらつて、そうしてその対策等に對しましても、意見を申し出てもらうというわけでありまして、どういふ周知徹底の方法を講じてきたかまたその状況の点検方法、また綱紀肅正の実効をあげるためにとられた措置等につきまして意見を聞きましました。そうして各省庁の実際の意見といふものをもとにさらに十分の検討を加えまして、今後の綱紀肅正に關して根本的な処置をとりたいかように考えておる次第でございます。

○受田委員 いまお話の中にあつた部下の監督不行き届きといふことに対する責任はいかなる法規に基づいてされることになっておるか。この点につきまして、人事院総裁は国家公務員法の懲戒規定の中にある条項の適用をこれに振り当てることが可能かどうかといふことを含めて御答弁を願ひたい。

総裁おられるからもう一つ。お話が前後しますが、私は、いまの公務員給与が安いといふことも一つの理由があると思つてゐるんです。いま、給

与の勧告の完全実施をやらうという目標を持つてやつておるということでございますが、現状においては、総裁、やはりことしも勧告をする用意があるとは見るが、そのときには五月といういままでと同じような形をとらざるを得ないような形になるのかどうかをあわせて御答弁を願ひたい。

○佐藤(達)政府委員 あとのほうから先にお答え申し上げます。おそらくこれも予測にとどまることはありますけれども、客観情勢上おそらくことしも勧告は免れないであらうという観測を持つておるわけでありまして。その暁においては、先ほど来の実施時期のお話がいろいろ大出委員からございましてけれども、今日の段階では従来どおり五月といふことで勧告申し上げることになりはしないかと考えております。

それから、監督者の責任の問題は、これはもう当然懲戒処分の対象になることと思ひます。この処分についての公務員法の規定は非常に広くなつておりますが、「この法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合」とか「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」、これは職務上の義務だと思ひます。上司たる者は部下の監督を常に密にやつておかなければいかぬわけですから、その監督に怠りがあつたといふことは、上司としての職務上の義務にまさにつた違反したといふことになりまして、まあ三つか四つぐらゐ載つておりますけれども、これは懲戒処分の対象になることは間違いないと私どもは考えております。

○受田委員 私はいま総務長官がおつしやつた部下の監督責任を追及するにあつて、直上の上司だけでなく、政府の中にも、二階級上位の者にも責任を及ぼさうといふことをお話し合ひしておられるようでもあります。この監督責任といふものは非常に重大であつて、事件の発生をつまびらかに探つてみると、同じ職場におりながら、上司がその部下のどこかに欠陥があるそれを十分監督しない、ついに犯罪に追い込んだという責任は免れ得ないものがあると思ふ。だから階級をどこまで持つていこうとするのか、責任の地位にあ



力再開発ということは一そう幅広く、かつ深く行なっていくという要請が出てまいっておることを承知いたしております。かような時代の要請にこたえまして、より組織的に、かつ体系的に幅広く職員研修を行なつて、総合的な研修体制の確立を期したい、かような趣旨から、今回研修所の設置をお願いするわけであります。

○木原(実)委員 この研修の程度は、一体どの程度のものでございませうか。たとえば電子計算機の研修であるとか、システム分析の研修とか、いろいろ新しい技術的な分野のことを課されておるわけでありませうけれども、これは要するに通産省の中で事務を遂行する範囲の中で必要な技能の研修をする、こういう程度のものでございませうか。

○両角政府委員 研修の程度は、ただいま御指摘いただきましたような専門的な分野につきましても理論的な研修、あるいは実務的な研修というものを一つの大きな柱にいたしておるわけですが、そのほか、先ほど申しました新入省者に対する当省業務の概要に関する研修あるいは現在つとめておる管理者に対する能力再開発のための研修等々、研修の内容に応じまして異なつた程度もしくは中身を持つておるわけでございませう。

○木原(実)委員 そうしますと、たとえば最近いふような面での事務改善が問題になつておるわけですから、もっとコンピュータを取り入れていく、こういうような前提で研修を進める、こういう計画もお組みでありますか。

○両角政府委員 コンピューター関係の専門技術の研修につきましては特に重点を置いて進めてまいりたいと思ひます。

○木原(実)委員 あわせてお尋ねしておきますが、海外研修のようなものはどうなつてゐるのでございませうか。

○両角政府委員 海外派遣者に対します研修は、当省におきましては、主として語学研修という形でやつておりましたが、現実には派遣される前段階の研修は外務省においてこれをお願いいたしておる次第であります。

○木原(実)委員 研修の講師はどういうぐあいではございませうか。

○両角政府委員 それぞれの研修に応じまして、大学の教授あるいは外国人講師等々、研修の内容に即して、最も權威ある方をお願いいたしております。

○木原(実)委員 泊まり込みでやるのだ、こういうことではないか、長期のものもあるやうですけれども、かなり長期のものもあるやうですけれども、どう言つたらいいのですか、少しかん詰めが過ぎて、詰め込みはいいわけですが、それの間に何か非常に労働過重になる、そういう弊害のことはお考えはございませうか。

○両角政府委員 確かに研修の計画によりましては、三カ月等の長期にわたるものもございませうが、内容的には過重なものもあるかと思ひますが、まさにさような研修に対応いたしまして、より快適な環境において研修が受けられますやうに、宿舎制度の完備をはかりまして、負担のかからないと申しますか、より合理的な研修の推進体制をはかつてまいりたい、かように存じます。

○木原(実)委員 わかりました。先ほど問題になつておりましたけれども、たまたま通産省の中で、最近、課長補佐の汚職事件がありまして、大臣の答弁も伺ひたいわけでありませうけれども、この問題はいろいろ事務のシステム上の問題その他もありますが、どうも一つには、世間で構造的汚職なんということがあるわけですが、あまり言いたくないわけでありませうけれども、大臣がおっしゃいましたように、たいへん膨大な経済官庁であつて、経済人との接触も多い。しかも、その中でやはり大臣に考へていただきたいことは、通産省が行政指導に熱心のあまり、ややもすればいふような問題について企業のサイドに寄り過ぎるのではないのか、こういう感じも受けるわけでありませう。そうしますと、行政を執行していく立場とそれから関係をする業界あるいはその企業の発展あるいは産業の発展を願ふあまり、どうも企業のサイドの中に深入りをしていく、そこに言つてみ

ればけじめがつかないという側面が出てくるのではないのか、こういう感じがするわけでありませう。さらに大きくいへば、これは産業政策の中にもそういうけじめのつかない分野が広がつてゐるのではないだろうか。つまり通産行政を遂行していく上での姿勢に、国民の目から見れば、ややもすれば企業のサイドに踏み込んでいく側面が特に通産省には強いのではないのか、こういう批判を持つわけでありませうけれども、いかがでしょうか。

○大平国務大臣 私は就任の日に幹部の皆さんに御相談したのは、まさにその点でございませう。役所も経済界との接触が仕事でございまして、これと孤立しては仕事の実効があらざるわけじやございませうから、孤立してはいかぬ。そしてまたそこにおけるいろいろな経験、インフォメーションを十分吸収するだけの用意がなければ経済行政はできないわけではございませうから、その点は十分心得てやつていただかなければならぬと思ひますけれども、おのずから公務員といたしましての境界といたしますが、それは社交上の境界もございませうが、それにプラスいたしまして公務員といたしましての品位保持の境界がございまして、これは私どもの役所の諸君も十分心得ていただいておりますと私は確信いたしておるのでございませう。この構造的な、御指摘でございましてけれども、根本は何といひましても一人一人の職員のそういう限界を賢明に守つていただく知恵と申しますか、注意力といひますかそういうものにかかると申すのでありまして、事あるごとにその注意を喚起しておつてございませう。

○木原(実)委員 私は問題にしたいと思ひますのは、個々のこともそうでありませうけれども、たとえば公害の問題について、あるいはまた最近ずっと問題になつております企業の合併の問題について、いずれも通産省が公式にないしは非公式に態度を明らかにしておる問題を点検をいたしました。と、ややもすれば企業のサイドにつき過ぎるのではないのか、こういう印象をぬぐいたたいわけなんです。そこでそれは帰するところはやはり政策の

立場という問題もありましようし、それからまた従来の通産行政のいわば惰性の延長線上にそういう態度があるのではないか、こういうふうに見えるわけでありませうけれども、いずれも企業サイドに深入りをする。たとえば、逐次質問したいわけでありませうけれども、今度の八幡、富士の合併の問題につきましても、通産省ないし通産省筋というやうなことで合併の過程に表明された通産省の態度というのは、はつきりいへば合併推進という立場をとつておられる。最終的に合併が望ましいものであり、あるいはその合併に落ちつくということになりましても、おのずから過程というものがあつた。しかも、その過程の中には、公正取引委員会という独禁法に基づく役所の存在もある。そういうものに対して、通産省がいれば当初からこれを歓迎する、ないしはこれを推進する、こういう立場に変わられるやうな態度表明があつたといううことはこれはいかにがなるものであらうか、こういうふうにはいまも考へておるわけでありませうけれども、それらの点についてお考えはございませうか。

○大平国務大臣 通産省の産業政策の一つの柱は産業の体制強化ということにございませう。国際的な開放経済に入りまして、苛烈な競争下にさらされておるわが国の産業でございませうから、そのにない手である企業が十分国際的に競争にたえるだけの体質を持ち、競争力を持ち、技術開発力を持ち、あるいは金銭力、投資力、そういったものを持つていただくことはいふことなんでございまして、それからまた通産省がお願いいたしておる産業構造審議会の答申もまたそういう方向でうたわれておるわけではございませうから、私どもははばかることなく企業の体質強化には賛成であると思つております。しかしながら、私がたびたび本院におきまして申し上げておりますやうに、これは何も野方図にやつていいというはずのものでは決してないわけではございまして、独占禁止法という経済秩序の基本的な法律があるわけではござい

ますから、その許された範囲内におきましてわれわれの政策を推進するのに何らちゅうちょしてはいかぬと思うのでございます。

そういう点を御理解いただいた上で、今度の八幡、富士の合併問題でございますが、仰せのように、通産省が当事者の一方の側に立ってこれを援護射撃するというようなことは私はよくないことだと思ひまして、私をはじめ、全省員に對しまして、この問題については、公式であらうと非公式であらうと、通産省としての見解は、公取の審査にかつた以上は差し控えようじゃないかということ、むしろ神経質に過ぎるくらい注意をいたしたつもりでございます。したがひまして、ただ世上の新聞とかあるいは雑誌等で、通産省ということをもんじりした上で、通産省が何か一つの初めから一方の当事者側に立つての動きをしておるのではないかというような憶測が流れまして、私もとはいへん迷惑をいたしておるのでございます。これはそこまでなかなか私も責任がとれないのでござひまして、もう戦々恐々として非常に慎んでおるつもりでございますけれども、その点御了解いただきたいと思ひます。

○木原(実)委員 大臣のおっしゃることはよくわかります。一般的な政策ないし方針として合併推進というお立場をおとりになることは、これは議論はあるにしても、一つの方針だと思ふのです。しかし、個別的な企業の問題が問題になったときに、おっしゃるやうに一方の側に立つて云々するということはやはり誠に慎んでもらいたいと思ふのです。

大臣の御方針はわかりましたけれども、この過程の中では、通産省から出しておられる雑誌その他の中においても、責任者の局長さんと当該会社の責任者の方が対談その他の形で、あたかも合併をあらかじめ容認をするような意味での対談が載つておるといふようなことも従来あつたわけでありまして、したがひまして、世上の新聞その他が、ひつくるめて、通産省の態度として、八幡、富士という個別企業の合併について、これを非常

に推進しておるのだ、あるいは援護しておるのだという印象を持ったとしても、これはやむを得なかつた側面があると思ふのです。ですから、これは大臣の御注意にもかかわらず、そういう問題がやはりあつたと思ふのです。だから、これは相次いできようあたりも紡績関係の企業の合併の問題が出ておりますし、おそらくこういう趨勢が続くと思ふのです。したがつて、これらの選別その他については当然公取が関与をしていく問題でござひましようし、それからまた厳正に是非を論ずる場があつてしかるべきだと思ふのです。ですから、一般的な行政の方針と、それから個別企業に對する態度については厳正に區別して進んでもらいたい。もつとやはり謙虚に、政府機関はもうろんでありますけれども、世論の声を耳をかしながら検討を加える、こういう態度が望ましいと思ふのですが、いかがでござひましようか。

○大平國務大臣 ですから、いろいろ新聞や雑誌等に出まして、通産省がこうじゃなからうかということを憶測するに足る根拠は、非常に失礼でござひますけれども、もう一度検討しまして、それで独禁法の解釈問題として実質的に競争力を制限するものかどうかというやうな、一私人として議論することは私はあり得ることだと思ひますけれども、いやしくも政府機関としての通産省あるいは公の機関を預かつておるわれわれが、おっしゃるやうに軽率に公取の審査にかつた案件の具体的なケースについてとやかく申し上げることは、マナーとしてもよくないかもしれませんが、公取に對しても非礼でありますし、またわれわれとしても行き過ぎであるといふことをよく心得てゐるつもりでござひます。したがつて、その点は今後とも十分留意していくことにいたします。

○木原(実)委員 大臣の時間がないうでござひますからこれで終わりますけれども、次回に持ち越させていただきたいと思ひますが、ただ一つ、公取の關係ができましたけれども、従来、やはり通産省と公取の關係はかなり密接でござひまして、たいへんきれいごとの話以外に、いろいろな問題

があつたにわれわれも聞いておるわけでありまして。特にこれからは合併の問題がメジロ押しに相次いでおるといふ情報がございます。ある意味では、獨禁法自体が存在を問われるといふやうなたいへん大きな政策上の転機を迎えておるのじゃないかと思ふのです。そういう際であるだけに、やはり特に通産省が、表面上はもちろんでござひますけれども、内面的はたとえ公取に對して圧力をかける、公取に對して何らかの工作をする、こういうやうなことがかりにもないように慎んでもらいたい。具体的なことをあげなくてさういふことを申し上げるのは失礼でありますけれども、従来われわれが耳にしました事例の中ではさういふことがあつたわけでありまして、特に獨禁法それ自体の問題がたいへん大きな存在を問われる段階にきておるだけに、十分な配慮をしていただきたい、このやうに考えるわけであります。

○藤田委員長 次回は來たる二十五日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。  
午後一時四十六分散會